

大日本小學教員養成會編纂

尋常小
學教員

檢定受驗用講義錄

第貳卷

第69

22

尋常小學校教員檢定受験用講義録第貳卷目次

●倫理(九一—一六)	高等師範學校教諭	三 土 忠 造
●教育(一七一—三六)	女子高等師範學校教諭	齋藤鹿三郎
●國語(一七一—三二)	第一高等學校教授	杉 敏 介
●歴史(一七一—三二)	國學院講師	今 泉 定 介
●地理(二一—四〇)	理 學 士	山 上 萬 次 郎
●算術(二一—三六)	高等師範學校講師	關 本 幸 太 郎
●習字(五一—八)	第二高等女學校 府立城北中學校囑託講師	大 塚 治 六

雜 錄

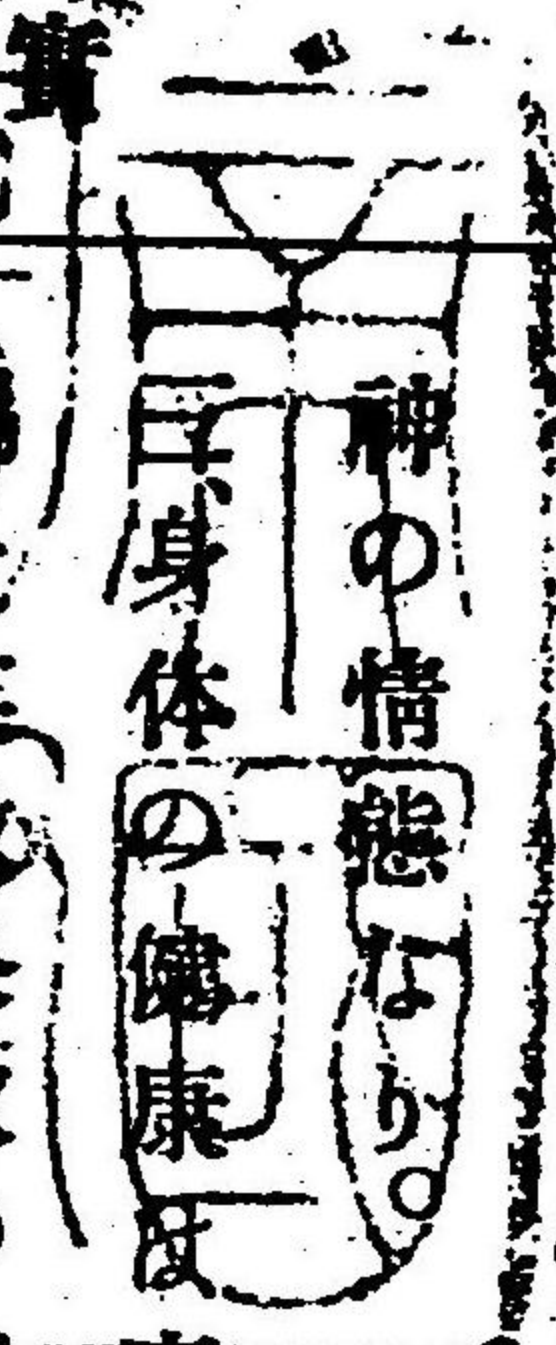
●東京市教育會創立趣意書 ●教育基金配當金使用規則 ●菅公會と北野會 ●兵庫縣尋常小學校本科正教員檢定試験問題

移 轉

會務擴張の爲左の所へ移轉す

東京市小石川區久堅町廿五番地

大日本小學校教員養成會



曰く、明敏果斷にして、何事につけても躊躇なく、油斷なく、懈怠なきを云ふ。何事をなしても、忽ち懈怠の心を起し、優柔にして、決斷に乏しきが如きは、是不健康なる神の情緒なり。



身體の健康は事業の資本なり。偶々英敏果敢の氣象を有する人と雖、身體虛弱にして、朝夕病褥に伸吟せるやうに、何事をもなすこと能はず。氣のみ猛りても、手足之に伴はず、空しく天の一方を睥睨して世のはかなさをかこつのみ。甚だしきに至りては、大業半ばにして、世に出でずとも、長生して長く世を益する人に比して、劣るとも優ることなし。

四、身體健全ならずば、眞の道德家たるを得ず。天性如何に純良にして、如何に忠孝仁義の心厚き人と雖、身體虛弱なれば、君に忠を致し、父母に孝を盡すこと能はず。若し生來健康なりし身體を、自己の不注意より持崩して、遂に虛弱になりたりとせば、是れ大なる不孝なり。

曾子曰、身體髮膚受之父母、不敢毀傷、孝之始也。

曾子は身体髮膚毀傷せざることを孝とし、毀傷するをば不孝としたるが、猶此の身体髮膚を毀損したる爲め、父母の爲め、國の爲め、世の爲め、何事をもなすこと能はざるが如き人となりたらんには、又不孝の上の、不孝といふべし。故に心如何に善良なる人も、其の身体虚弱なるときは、到底眞の道德家たるを得ず、勅語にも「一旦緩急アレバ、義勇公ニ報シ、以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スベシ」とのたまはれしにあらすや。身体虚弱のもの、安ぞ一旦緩急あるの日、義勇公に報するを得ん。日本男子にして、兵役に服する丈の身体を持たぬもの、如きは、誠に哀れなる人といふべし。

前にも述べし如く、吾人の一身は、自分一人のものにあらず、吾人は國家の臣民、父母の子、社會の一員なれば、其の身体を自分勝手にして、虚弱のものとなすは、是れ一つの不徳なり。

我等同胞は、之を西洋人や支那人に比すれば、軀驅矮小、血色曇蒼にして、一見して到底彼等に敵する能はざるを知る。余は、横濱の埠頭、神戸の居留地に遊ぶ毎に、未だ嘗て痛嘆せざることをなし。吾人は大奮發を以て、未來の日本人をば、偉大強健なら

しめざるべからず。

要するに、身軀は萬事の本にして、大事業も、大功德も、皆是身体ありて、始めて成し遂げらるゝものなれば、十分に鍛鍊して、之を健全にせざるべからず。之を健全にするは、一つの道德なり。

身体を健全にする方法、身体を健全にするに、最も必要なるは、運動と衛生となり。運動は、第一、血液の循環を催進し、食物の消化を良くし、第二、精神を爽快にし、従つて活潑果敢の氣性を養ひ、第三、全身の發達を完全にし、殊に筋肉を強堅ならしむる等、身体のためには、極めて必要缺くべからざることなり。故に身体を健全にするには、尤も運動に注意せよ。日本人は一般に運動を好まず。齡僅かに三十に近づけば、小供らしく運動するを卑む風あるは、誠に慨嘆すべきことなり。日本の人の早く老衰するは、一つは此の運動の不足なるがためなり。西洋人は五十六十の媼翁も、尙活潑に遊戯運動をなすが故に、老いて益壯なる人多く、六十七十にして、大器晩成するが常なり。我々日本人たるもの、鑑みずして可ならんや。然れども、吾人は各職業を有するを以て、遊戯運動のみに時を費すこと能はず。故

に成べく多く仕事し成るべく多く運動するには、最も時間を經濟にせざるべからず。圍碁將碁又は無益の雜談等は、時間を浪費するものなり。斯かる餘暇あらば、寧ろ行いて、田間綠濃やかなる畦路を徘徊して、新鮮なる空氣を吸へ。又木刀棍棒を打ち振つて、筋骨を鍛へ。

衛生とは、飲食、衣服、睡眠、清潔等に注意するをいふ。飲食は身体の基礎にして、これなくば、一日も生存すること能はず。而して不思議にも、人間は此の飲食物を嗜好するやうに出來たり。若し吾人人類が飲食を好むこと、其の身体の必要丈けに止まり、身体の必要を超えては、少しも嗜好せざるやうに出來たらんには、最も都合よかりしなれど、不幸にして、身体の必要と、口舌の嗜好と、相伴はず。故に時としては、身体の必要を顧みず、専ら口舌の嗜好に任せて、暴飲暴食することあり。固より飲食物は、滋養分多き物を選び、消化し易き物を選ふ等、注意すべきこと少からぬど、道德上最も大切なるは、此の暴飲暴食を戒むることなり。

暴飲暴食は、第一に身体を害して、吾人の本分を盡す能はざらしむるに至る。凡そ病には、其種類多けれども、消化器に關する病氣は、多きはなし。統計によるに、病

死の多數は、消化器の病なりとぞ。第二に暴飲暴食は、人品を下す。元來飲食は、吾人に快樂を與ふるもの故、動もすれば、之に耽りて、其の身を誤るもの多し。斯の如き人は、身体の大切にすべきを知らぬ人か、或は之れを知れども、心に取守りなくして、一時の欲望を制する能はざる人なり。所謂薄志弱行の徒なり。薄志弱行とは、私欲や恐怖心のために驅られて、之を制する能はざる人をいふ。即ち心の薄弱なる人なり。心の薄弱なる人は、到底何事をもなすこと能はず。放蕩無賴漢は、薄志弱行の人なり。優柔不斷なる人は、薄志弱行の人なり。斯の如き人は、人間の尤も下品なるものとす。又飲食のことには、のみ心を勞する時は、毎日の舉動も、下品となる。故に飲食の欲の甚だしき人を、賤しいといふ。彼の乞食を見よ。飲食を得んがためには、如何なる卑劣のことをも、忍んで之をなす。故に人之を賤むこと、禽獸の如きにあらずや。人は食ふがために生存するにはあらず、生存するがために食ふなり。然るに、下賤不學の徒は、之を轉倒して、食ふがために生存するかの如く思へる者多し。寧ろ哀むべきにあらずや。殊に飲酒は、最も多く身体を害するが上に、酒興に乗じて、種々不徳のことをなすもの多きが故に、道德上警戒を加ふるこ

と切なり。

然れども飲食は生命の元なれば、或る度までは、之に注意して、身体の健康を増進するに必要なる丈けのものは、飲食せざるべからず。古來何れの國にても、道德上、飲食の過慾を戒むること切なるがため、時としては、成るべく粗食するが、道德かの如く考ふるものあれど、是も亦誤れるものといふべし。殊に、餘り食物を節して、之がために、身体の健康を損するに至つては、愚の極なり。然れども、身体の健康を増進するに必要なる丈けといふに、種々の程度あり。或は財産、身分等によりて、適宜を得んことを要す。

睡眠も亦甚だ必要のことなれば、適當の睡眠は、決して欠くべからず。然れども睡眠に耽るも亦非なり。蓋過眠は、身体に害あるのみならず、懶惰不精ブキョウの惡習慣をつくるを以てなり。

清潔も亦人の好む所なれども、清潔を守るには、多少の勞力を要するを以て、心に守りなき人は、動もすれば怠り易きなり。清潔は、身体に有益なるのみならず、之により其の人の氣象を高め、精神を爽快にす。

飲食睡眠等は、是れ身体より起る欲情なり。此の外、又強力なる欲情は、色欲なり。往々にして、身体を害し、諸種の、不徳の源となること多し。總て欲望は、吾人をして活動せしむる元にして、尤も必要のものなれども、之を自然の發動に任ずるときは、種々の不徳を生ずる源たること多し。凡そ人の不徳といふ、不徳は、皆この欲情を恣にするに、よりて生ずるものなれば、古來諸種の欲望を制して、其適度を得しむるを以て、一大道德と考へたり。之を稱して、節制セツセイといふ。昔希臘にては、此の節制を以て、四大徳の一つに數へたることありき。要するに、節制は、諸徳の源たるのみならず、自己の身体を養護するに於て、極めて必要のこととす。

第二、知徳の修養

人は身体と精神との二つより成り、二者相俟つて、始めて眞の完全なる人物たるを得るものなれば、身体の鍛鍊と共に、精神の修養を務めざるべからず。精神の修養とは、何ぞや。知識道德の修養是れなり。勅語に、智能チノヲ啓發シ、徳器トクキヲ成就シとのたまへるは、即知識道德の修養を務めよとの御趣意に外ならず。

古來知仁勇とて、知を以て人間に最も必要なるもの、一つとせるは、何故ぞ。第一、

人類と他の動物と異なる一つの要點は、知識の發達如何にあり。同じく人類の内にも、知識の發達したる人は、高尚にして、發達せざる人は野卑なり。國民全体の知識發達したるが、即ち文明國にして、發達せざるが、即野蠻國なり。

第二、知識ある人は、何事も事理明白なるを以て、無益に心を勞せず。又先見の明あるを以て、事を未然に處理するを得、其事至るとも、決して驚かず。故に論語にも、知者不惑といはれたり。

第三、知識は萬事成業の手段なり。何事をなすにも、目的明瞭にして、之に達する手段確實ならざるべからず。此の目的を描き、手段を案出するは智識なり。

第四、直接道德に關して、是非善惡を見分くるも、亦是知の作用なり。故に道德的行為をなすに當りて、其の是非善惡の判断、正しからしめんと欲せば、知識を修養せざるべからず。

知の必要なること、大凡斯の如し。故に此の世に處して、完全の人たらんと欲する者は、必ず相當に、智識の修養を務めざるべからざるや明かなり。然れども、吾人が一人にて、今日世人の有する總ての智識を得んことは、到底望むべからず。世には

る所の最高の目的がなかつたならば、教育事業は遂に其の統一を失つて、外界に於ける自然社會等の偶然なる教化にも及ばざるものとなり、終るのである。故に教育者たるものは、常に教育最高の目的を、最も明瞭に、最も確實に、胸中に定め置き、是れに由りて教育事業の全体を支配して、兒童教育の重任に當らなければならぬのである。

第二節 教育の目的は人類をして道德的生活を爲さしむるの準備を爲すにあり

一、教育の目的を確立せんとするには、是れを人類の目的より導き出さなければならぬ。而して人類の目的を定めんとせば、先づ人類をとつて是れを研究しなければならぬ。今一個人をととりて、是れを分解して見れば、靈妙なる精神と、此の精神の舍る所の身体とに外ならぬのである。故に人間といへば、必ず精神と、身体との二方面を備へて居るものである。而して此の二つのものは、極めて密接なる關係を有するものにして、恰も物に表と裏とあるが如く、孰れの一方をも缺くことは出来ぬのである。故に其の精神と、身体とが相並んで、完全の域に達したる人類は、最も高等なる理

想的人物である、吾人人類が到達せんとする終極の目的は、實に茲にあるのである。而して精神の完全といふことは、道理といふものを明確に認め、且つ道理あることには感激し、道理と思ふことは奮然決行するといふやうに、精神の全作用が皆道理の命令を遵奉する所の状態を指していふのである。次に身體の完全といふことは、身體の全作用が道理の命令に一致する行爲を爲す所の状態を指していふのである。此の如く精神と身體とが、一に道理に従ふところの状態を指して、道徳といふのである。而して人間が絶えず、精神と身體と一致して道徳的行爲を爲すことを、人類の道徳的生活といふのである。此の點より見れば、教育は人類をして道徳的生活を爲さしむる爲めに、其の精神と身體との完全をはからなければならぬのである。以上は、人類を個人の性能の方面から見たるものであるが、教育は尙ほ又此の教育せらるゝ兒童が、其の教育の終りに於て、如何なる所に入り込むべきものであるかといふことをも考へなければならぬのである。即ち人は生れながらにして、其の入り込むべき所がある、是れは國家及び社會である、而して教育を終りたる後は、各己れが屬する國家、及び社會に入りて、道理の命令に従つて、共同的の生活をしなければならぬのである。

ばならぬ、即ち國家社會の一分子として、其の國家社會を繼續し、又是れを進歩せしむることの出来る者とならなければならぬのである。此の點より見れば、教育は人類をして、國家社會の共同生活に入り込ましむる爲めに、其の準備をしなければならぬのである。

されば教育は此の兩方面の事柄を考へて、其の目的を確立すべきものであつて、個人の爲めに、國家社會を忘れてはならず、又國家社會の爲めに、個人を犠牲にしてはならぬのである。併しながら、此の二つの者は、各別在して居るものではない、唯説明上の便宜によつて、是れを分ちたるまでにして、實際生活に於ては、共に、同体となつて働くものである、故に教育の目的とする所は、人間が個人として、又國家社會の一員として、道徳的生活を爲さしむるところの準備を爲すに在りといふべきのである。

二 此の如く人間の精神、及び身體をして、道理の命する所に従ひ、個人として、又國家社會の分子として、道徳的生活を爲さしめんが爲めに、豫め準備すべきことが種々あるのである、先づ精神が常に表裏なく、道理の命令する所に従つて行くには、其

想的人物である、吾人人類が到達せんとする終極の目的は、實に茲にあるのである。而して精神の完全といふことは、道理といふものを、明確に認め、且つ道理あることには感激し、道理と思ふことは奮然決行するといふやうに、精神の全作用が皆道理の命令を遵奉する所の状態を指していふのである。次に身體の完全といふことは、身體の全作用が、道理の命令に一致する行爲を爲す所の状態を指していふのである。此の如く精神と身體とが、一に道理に従ふところの状態を指して、道德といふのである。而して人間が絶えず、精神と身體と一致して、道德的行爲を爲すことを、人類の道德的生活といふのである。此の點より見れば、教育は人類をして、道德的生活を爲さしむる爲めに、其の精神と身體との完全をはからなければならぬのである。以上は、人類を個人の性能の方面から見たるものであるが、教育は尙ほ又此の教育せらるゝ兒童が、其の教育の終りに於て、如何なる所に入り込むべきものであるかといふことをも考へなければならぬのである。即ち人は生れながらにして、其の入り込むべき所がある、是れは國家及び社會である、而して教育を終りたる後は、各己れが屬する國家、及び社會に入りて、道理の命令に従つて、共同的の生活をしなければ

ばならぬ、即ち國家社會の一分子として、其の國家社會を繼續し、又是れを進歩せしむることの出来る者とならなければならぬのである。此の點より見れば、教育は人類をして、國家社會の共同生活に入り込ましむる爲めに、其の準備をしなければならぬのである。

されば教育は此の兩方面の事柄を考へて、其の目的を確立すべきものであつて、個人の爲めに、國家社會を忘れてはならず、又國家社會の爲めに、個人を犠牲にしてはならぬのである。併しながら、此の二つの者は、各別在して居るものではない、唯説明上の便宜によつて、是れを分ちたるまでにして、實際生活に於ては、共に同体となつて働くものである、故に教育の目的とする所は、人間が個人として、又國家社會の一員として、道德的生活を爲さしむるところの準備を爲すに在りといふべきのである。

二 此の如く人間の精神、及び身體をして、道理の命する所に従ひ、個人として、又國家社會の分子として、道德的生活を爲さしめんが爲めに、豫め準備すべきことが種々あるのである、先づ精神が常に表裏なく、道理の命令する所に従つて行くには、其

の精神を統一して行く所の主義、即ち所謂道徳的品性を陶冶しなければならぬ、又身体が道徳の命令に従つて働くには、よくそれに應じ得べきやう練習せられ、又それに耐ふる様に強壯でなければならぬ、又國家社會の共同生活に入つて働く爲めには、それに必要な智識技能も授けなければならぬ、故に教育は人間をして、個人として、又國家の一員として、道徳的生活の準備を爲さしむる爲めに、道徳的品性を陶冶し、生活に必要な智識技能を授け、身体の發達をはからなければならぬのである。

第三節 教育の目的を適當に應用すべし

一 教育が道徳的生活を爲さしむる所の準備を爲すにあるといふことは、何れの國、何れの人を問はず、一般に關して定めたるものなれば、是れを實際に適用する場合には、其の國体の基く所、又は政體組織の如何等により、又は宗教などの異なるに従つて、各其の特質に應じて、多少其の教育にも亦特質を帯びなければならぬのである、實に現今世界の狀態に於ては、或る一つの國の教育と、其の他の諸外國の教育とは、其の間多少の違ひがある、例へば日本の如き國体に於ては、忠孝を以て教育の

本としなければならぬ、又亞米利加の如き共和政體の國にありては、其れに適するやう人民を教育し、露西亞の如き君主獨裁の國に於ては、又其れに適する所の教育を爲さなければならぬ、又宗教の上、に就いて見れば、儒教を奉ずる國と、佛教に歸依する國と、基督教を信ずる國とは、各其の教育が特色を帯ぶるものである、又道徳といふ語の内容についても、人間の完全なる理想についても、日本は日本的に、支那は支那的に解釋し、基督教の盛んなる國は、基督教的に解釋するものである。

二 而して我國民の道徳的生活、即ち日本國民として完全なる理想は、教育に關する勸語の御旨意を遵奉し、是れを實行に現はすにあるのである、謹んで按ずるに、爾臣民父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信し恭儉己れを持し博愛衆に及ぼし學を修め業を習ひ以て智能を啓發し德器を成就し進んで公益を廣め世務を開き常に國憲を重し國法に遵ひ一旦緩急あれば義勇公に奉し以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし

と宣ひたるは、我大日本國民教育の基礎と心得なければならぬのである。

第二章 教育の區分

教育は已に述べたる如く、兒童の身体及び心意の完全なる發達をはかり、以て道德的生活に入り込ませしむる準備を爲すものであるが故に、兒童を教育して此の目的に到達せしめんとするには、自ら其の身体的と心意的との両方面上より、是れを完成せしむるに必要な種々の計劃を立てなければならぬものである。而して其の身体的方面の要素を考へて、是れを養護練習して、其の發達健全をはかるものを、**身体教育**、或は**体育**といひ、其の心意的方面の要素を考へて、是れを啓發教化して、**其の發達練習を務むるものを心意教育**、或は**心育**といふのである。而して心意の教育は、複雑なる精神現象の上に建てらるゝものにして、其の上に自から二つの區別がある。即ち其の**智能上**の教育を爲すものを**智育**といひ、**道德上**の教育を爲すものを**德育**といふのである。然れども此等の區別は、もと教育事業の務むべき種々なる方面を觀察して、之れを容易に且つ明かに理解せしめんか爲めに、便宜上此の如く分類したるものにして、教育の實際に於ては、此等の作用が相互に入り交りて、相助け相補うて働くべきものである。即ち**身体教育**を施す際にも、**心意の活動を要し、心意の教育を營むときにも、身体のこと**に注意しなければならぬので

ある。又**智能の發達と道德の育成とは、常に密接なる關係連絡をつけて行かなければならぬ**。要するに**活潑なる精神は活潑なる身体に宿るものであるから、完全なる道德的生活を爲さしむるには、是非とも其の身体及び心意が能く調和して居らなければならぬ**。即ち**智能は發達して居るけれども、道德がおさまらぬとか、德行家ではあるけれども、身体が虚弱であるとか、身体は強壯であるけれども、智も徳も無いといふが如き偏頗なる發達を爲すことなく、又知るところのものど、其の行とか一致せぬといふが如きことが無きやうにして、遂には其の**身体、智能及び道德が、共に間然するところのない人間を仕立て上ぐる**といふことに着眼せねばならぬのである。今左に此の三育につき其の概要を述べませう。**

第一節 體育は兒童の身体を養護練習して其の發達をはかるものなり

一 從來教育學を論ずるもの、或は兒童の身体を以て其の範圍外なりとなし、又其の實地の教育に於ても、往々之れを輕視するといふ如き傾きがある。併しながら、切に兒童の將來を思つて、銳意熱心に教育の事業を計劃するところの教育家が、人

類は身体と心意との両面より成り立ち、而して其の身体と心意とが實に密接なる關係を有するものであるといふことを思ひ來らば、自から好んで兒童に及ぼすべき影響を、特更に狭小にして、其の研究を怠り、其の勞を避けるといふが如きことは、教育上實にあるまじきことである。成るべく兒童に及ぼし得べき影響の範圍を擴張し、其の影響をして愈々強大ならしめ、以て其の効驗の益々顯著ならんことを希ふこそ至當なれ。是れは取りも直さず教育家の務めである。殊に人類の身体と心意とは密接に關係するものにして、心意の陶冶は健全の身体によりて益々進み、精神の快苦は又身体の強弱に伴ふものであるから、教育家たるものは、出來得る限り此等の間に立ちて努力しなければならぬのである。

教育の目的が要求する如く、人間をして完全なる道德的生活に入り込ませしむるには、是非とも身体及び心意の完全をはからなければならぬといふことは、理論の上より考へても亦は實際の上より見ても明かなることであつて、實に彼の佛蘭西の人モンテローン氏が、教育は少年の心意をのみ堅固にするを以て未だ足れりとなすべからず、其の身体も亦堅固ならしめざるべからずといひしは、吾人の深く注意す

べきことである。

借兒童の身体を教育せんとするには二つの務むべき方面がある。即ち一は兒童の身体を健全に成長せしむることにして、一は其の健全なる身体が常に道理の命ずるところに従つて活動するやうに發達せしむることである。而して兒童の身体をして健全なる成長を遂げしむるには、注意して之れを養護しなければならぬ。又身体が能く道理の命ずるところに従つて、從順に敏活に活動するやうに爲さしむるには、注意して之れを練習しなければならぬのである。而して前者は主として家庭が其の任に當り、後者は主として學校が其の務めを果すべきものである。二、兒童身体の養護は、其の任務主として家庭に屬す可きものであるが、學校に於ても亦出來得る限り、其の養護に對して注意するところがなければならぬ。而して學校に於ても亦斯かる機界が決して少なくないのである。故に左に人間の身体的要素を概説して、學校に於て爲し得べき養護の道を述べませう。

人間の身体的要素とは、人体の構成及び其の機能をいふのである。即ち人は頭胴及び四肢より成り立ち、骨骸其の柱礎を爲し、軟部其の上を被へ、又其の内部には

數多の装置を藏して、各一定の機能を有し、此等が互に相助け相補うて、人間の生活作用を営むものである。今其の主なるものを擧ぐれば、骨・骨・骨・筋・肉・皮・膚・循・環・器・呼・吸・器・消・化・器・泌・尿・器・神・經・系・五・官・器・等・で・あ・る。

(一) 骨 骨 骨 人体の骨格は其の數凡そ二百十骨ありて、人体を支へ、又種々なる運動を起すものである。而して其の骨と骨と連結して、一定度の運動を爲すものを關節といひ、此の骨と骨とを連結せしむるものを鞏帶といふのである。近來の學校教育が、兒童の骨格に對して注意するところ少きより、兒童の脊椎が或は後方に屈り、或は側方に屈るところの、所謂脊椎彎曲症に罹るものが多いといふことは、世の人々の已に認むるところにして、實に嘆ず可きことである。之れは多くは、机腰掛の或は高きに過ぎ、或は低きに失する、不適當なるものを使用し、又は課業の際不正なる姿勢を取らしむが如きことより生ずるものであるから、教育家たるものは深く注意して、かゝる禍害に陥らぬやうに養護しなければならぬのである。またたとへ常に正しき姿勢をとらしむにしても、兒童は幼弱の身を以て、永く之れを支へ得べきものでないから、適當に之れを變化せしむるといふことも亦必要である。

面して此の如き注意は兒童が幼少なれば幼少なる程緊要なることである。

(二) 筋 肉 筋肉は人体の大部分を形成するものにして、二つの種類がある。

即ち一つは顔面手足等の筋肉の如く、意志の命令によりて收縮することの出来るものである。例へば唇を開かうと思へば開き、閉ぢやうと思へば閉ぢ得るが如きものである。是れを隨意筋といふ。一つは胃腸心臓等の筋肉の如く、意志の命令によりて收縮することの出来るものである。例へば心臓などは如何に動かさうと思ふたところが、到底動かすことは出来ない。之れを不隨意筋といふのである。而して筋肉の兩端は腱と名づくるものによりて、骨に附着して居るのである。凡そ筋肉は之れを活動せしめなければ、漸々衰弱するものにして、之れを適度に使用せしむれば益々強健となるものである。併しながら又之れを過度に勞せしむるときは、又其の衰弱を來すものである。故に學校に於ては、兒童の頭胸手足等の各部の筋肉を過不及なく使用せしめなければならぬ。即ち体操遊戯等によりて適度に兒童の筋肉を運動せしめ、而して其の運動が常に兒童に對して過度の勞働でないやうにしなければならぬのである。

(三) 皮膚 皮膚は人身の全体を包むものにして細孔あり、其の上層にあるものを表皮といひ、下層にあるものを真皮といふ。是れは身体を保護し、又瓦斯を吸入し、及び之れを排泄するところの作用を爲すものにして、毛髮爪等は之れに屬し、胃心臓等の如く、内部諸器を包むものをば別に之れを粘膜といふ。皮膚の養護は家庭にありては、沐浴衣服等によりて注意すべきものが種々あるのであるが、學校に於ては教室内の温度を適度に保ち、室内と外氣との激變を避くるが如きこと、又は兒童が遊戯中校外に出て、雨の爲めに衣服を浸潤せられたるを、其の儘にして置くが如きことは、何れも感冒の原因となるものであるから、注意しなければならぬことである。

(四) 循環器 循環器とは体内に装置せらるゝ心臓及び脈管にして、身体を營養するところの血液を全身に配付し、又其の老廢して不用のものとなりたるものを集めて、更に之れを肺臓に送りて新鮮ならしむるところの作用を爲すのである。之れを養護するには常に適當の運動を爲さしめ、以て血液の循環をよくしなければならぬ。又高き温度を有する教室内に永く止まらしめ、或は不正の姿勢を永く

保たしむるが如きことは、往々腦充血を起し、又は衄血を出すが如きことあれば、常に其等の害を避けんことに注意しなければならぬ。殊に心臓病に罹る生徒に對しては、過激の運動を止めなければならぬ。

(五) 呼吸器 呼吸器とは鼻腔、咽頭、喉頭、氣管、及び肺臓等をいふのであつて、空氣を呼吸して、血液に酸素を與へて、營養に適せしめ、又炭酸氣を体外に呼出すところの作用を爲すのである。之れを養護するには常に清潔なる空氣を呼吸せしめ、且つ皮膚と同じく其の空氣の温度をして甚だしき激變を避けしむるが爲めに、暖氣法に注意しなければならぬ。又胸部を壓迫する衣服や、屈り居る態勢などを永くとらしむることは、肺臓の縮張を妨ぐるものであるから避けなければならぬことである。殊に教室内に於て塵埃の立つが如きことは、深く注意して防がなければならぬことである。

(六) 消化器 消化器とは口腔、齒、唾液腺、食道、胃腸、肝臓、脾臓等をいふのであつて、飲食物を攝取して之れを消化するの作用を爲すものである。家庭に於ては飲食物の選擇、配合及び其の調理等注意すべき點が多いのであるが、學校に於ては快

活自由の運動を奨励し、又喫飯の際には適當の時間を與へて食事を爲さしめ運動の不足及び食物を丁寧に咀嚼せざるより生ずるところの消化の不良を避けなければならぬ。又永く正しからざる姿勢をとつて胃部を壓迫するが爲めに鬱血を來すが如きことあるは消化の働きを害するものにして宜しくないことである。

(七) 泌尿器 泌尿器とは腎臟、輸尿管、膀胱尿道等にして尿を分泌し及び之れを排泄するの作用を爲すものである。學校が往々規律を重んずるの極、課業中兒童の用便を堅く禁するが如きことあれども是れは兒童の體質をはかりて斟酌しなければならぬことである。

(八) 神経系 神経系とは人體全身の活動を主宰する、最も緊要なる機關にして、腦、脊髓、交感神経節及び此等に連接する神経を總稱していふのである。蓋し人間の心意的現象は此等によりて生ずるものであるから従つて教育の事業には極めて緊要のことである。故に稍々精細に述べること致しませう。

甲 神経系の構造

(1) 腦及び腦神経 腦は頭蓋骨内にありて、大腦、小腦及び延髓の三部より

成り、嗅神経、視神経、聽神経等の如き十二對の神経を出し、頭部、顔面等に分布して居る。此の神経を腦神経といふのである。

(2) 脊髓及び脊髄神経 脊髓は脊柱管内にありて、三十一對の神経を出し、

其の神経は軀幹及び四肢に分布して居る。此の神経を脊髄神経といふのである。

(3) 交感神経節及び交感神経 交感神経節は脊柱の兩側に沿うて連鎖状

を爲すものであつて、此れに連接する神経は心臓、胃等の如き内臓及び血管中に分布して居る。此の神経を交感神経といふのである。

乙 神経系の作用

(1) 中樞部即ち腦脊髓及び交感神経節 中樞部は身體の各部より傳達するところの刺戟を受けて之れに命令を下すところをいふのである。

イ 腦 大脳は末梢部の刺戟をうけて之れを意識中に感受する所の五官の中樞となり。例へば人が赤き花を見て之れは赤き花だと思ふは此の働きなり。又隨意筋を運動せしむるところの意志の命令を下す所の府なり。例へば花を見て之れを探らんとして手を出すが如し。其の他人間の高尚なる精神作用の多く

は、此の場所の掌る所である。次に小脳は人体の全身運動の調節を掌るところである。延髄は脊髄よりも一層樞要なる反射運動を爲す處である。反射運動とは物を考へながら、しかも其の兩足を使用して歩行するが如く、意志を待たず、感覺に達せずして發する作用をいふなり。呼吸作用の如き、眼の瞬、瞳孔の收縮又は食道の伸縮によりて食物を嚥下する作用の如きは、此の場所の掌るところである。

○ 脊髄 脊髄は上は腦髓に入り、下は全身に分布して居り、体の末梢部に受けたる刺戟を腦髓に傳達し、又腦髓の命を受けて、之れを末梢部に傳達するところの働きを爲す。即ち神経の末梢部と腦髓間との傳導の媒介を爲すものである。又反射運動を爲すところである。即ち歩行の如きは、此の脊髄の作用によるのである。

○ 交感神経節 交感神経節は胃、心臓等の如き内臓及び血管の不隨意運動を掌るところである。之れは吾人が胃、心臓等の活きを感じることが出來ぬやうに意識なしに活くものである。

(2) 末梢部即ち感神経 末梢部は身体の各部分の刺戟を感受するところの

神経にして、例へば之れは花なりと知るが如きは、先づ此の神経が感受して、之れを中樞部に傳ふるによる。

(3) 傳道部即ち動神経 動神経は中樞部即ち腦、脊髄よりの命令を、末梢部に傳ふる神経にして、花を見て之れを探るが如きは、此の神経が傳へたる中樞部の命令を實行するのである。

兒童の學習は大に此等の神経系に影響を及ぼすものにして、若し其の學習が兒童の神経系の發達に適せずして、過度なるに至れば、或は腦充血を發して頭痛を感じ、或は嘔血、嘔吐等を發するに至る。故に學校の日課及び時間等は、兒童の神経系の發達に適するやう注意して定めなければならぬことである。又心情を烈げし、興奮せしむるが如きこと、及び精神を過勞せしむるが如きことを避けなければならぬ。例へば兒童をあまりに烈げしく又は屢々怒らせるが如き、又は試験を心配して苦學せしむるが如きことは、兒童に對しては成るべく避けなければならぬことである。

(九) 五 官 器

人体中には觸覺、味覺、嗅覺、聽覺、視覺を掌るところの諸機關があ

つて、各特異の機能を有す。之れを五官器といふのである。此の五官器は教育事業に對しては、直接に關係するものであるから、左に一々之れを述べませう。

(1) 觸覺 觸覺器は身体の全部を包むところの皮膚なり。外物が此の皮膚に觸れたるとき、其の物の硬軟粗密寒熱等を感じる状態を觸覺といふのである。或は寒熱を感じるは皮膚中に温覺器あるともいふのである。觸覺は人体の全部に存するものなれども、指尖の如く鋭敏なるところがあり、脊部の如く遲鈍なるところもある。即ち身体の部分によりて、其の鋭敏遲鈍の差異があるのである。

(2) 嗅覺 嗅覺器は鼻の粘膜なり。臭香を含みたる氣體が、鼻腔の粘膜に觸れたるとき、其の臭香を感じる状態を嗅覺といふのである。

(3) 味覺 味覺器は舌及び口蓋なり。水に溶解せる物質が、其の舌及び口蓋の觸れたるとき、或は甘く、或は酸く、或は苦く、又は鹹く、感ずる状態を味覺といふのである。

(4) 聽覺 聽覺器は耳なり。外來の音響が耳を打つとき、其の音響を感ずる状態を聽覺といふのである。聽覺は吾人の精神に影響することが大なるものである。

にして、或は人を驚かしめ、或は人を悲ましめ、或は人を喜ばしむるが如きは、吾人の日常經驗するところである。

(5) 視覺 視覺器は眼なり。光線を感じる状態を視覺といふのである。物の色は全く此の視覺の働きによるものなれども、物の形は視覺の作用のみならず、他の感官の助けを要するものであるともいへ、又は眼の働きのみによるともいふのである。此の視覺は物を領解する範圍が廣くして、且つ強きものであるといふことは、吾人の日常經驗する所である。故に幼年の教育に於ては、最も必要なるものである。

以上述べるところの五官器中、教育上殊に緊要なるものは、視覺、聽覺、觸覺の三官である。而して殊に注意して、其の養護を要するものは、眼及び耳である。凡て感官器を養護するには、其の濫用を戒めて、適度に之れを練習することが必要である。されば教室内に於て、不調の高聲を發して、教授するが如きことは、兒童の弱き聽覺器に對しては、避くべきことである。又兒童の視覺は成人に比ぶれば極めて薄弱なるものなれば、教師が自ら見得るものなりとて、生徒も亦見得べしとして、其の大

小等に注意せず、直ちに此れを其の兒童の目前に提出するが如きことは大なる過りである。故に實物標本を觀察せしめ、又は種々の掛圖を使用するに就きては深く注意するところがなければならぬ。又物を見るに當り常に之れを眼に近接して見せしむるが如きこと、及び光線の不足、並びに眼を過度に使用せしむるが如きこと等は、實に近視眼の原因となるものであるから、避けなければならぬことである。

是の如く兒童の身体に對する養護の道は、其の各機關及び其の各機關の機能に適應すべき、格段特別なる方法があるのである。併しながら人体は又此等の各機關が相助け相待ちて所謂有機的生活を營むものであるから、適度の運動を爲さしめ、新鮮なる空氣を呼吸せしめ、又身体の營養に適する飲食物を奨励するが如きことは、一般に遵奉すべきものである。故に教師は兒童を引率して、空氣清淨なる山、林間海濱湖邊等に遊ぶは、最も必要なることである。

三 身体教育の目的によりて、兒童を練習して能く道理の命するところに従はしめ、意志の共働者となりて、敏活に活動せしむるやうに、兒童の身体を仕立て上ぐる

之れが國語幾萬の語を作る本である。

次に、母音子音などいふ事があるが、之れを一寸述べて置かう。之れは右の直音と拗音との組み立てに就いて言ふのである。先づ早い處が、清音の五十に就いて見れば、其の五十音圖の横の一行を見ると、ア列のアカサタナ……の十音には、皆アといふひびきが、後に引くであらう。又其の縦の一行を取って見ると、カ行ならば、カ行の五音カキクケコには、クといふ音に似た、堅い様な聲が、初めに皆あるであらう。そこで、五十音を皆調べて見ると、一行に一つづつ、音の初めになる、種があつて、之れがアイウエオの五音のひびきと合せて、出來た事が分かる。それで、此の一行に一つづつ、あるものを、父音と名付け、一行に一つづつ、あるアイウエオの五つを、母音と名づけ、父音と母音とで出來た四十五音(アイウエオの一行は母音であるから除く)を子音といふのである。乃ち、

(一) 父音は母音と配合して、種々の音を作る原音である。之れは、獨りでは、發して一音と成ることが出來ぬのであつて、カキクケコはカ行の父音とアイウエオとで出來、サシスセソはサ行の父音とアイウエオとで出來るが、其のカ行五音サ行五音

の發聲となる音をいふのである。之れを書き表はす字はない。

(二) 母音は父音を發聲として、之に配合して、其のひびきとなつて種々の音を作る音である。之れは、獨りで其のまゝ、一音を成すものであるが、又斯くの如く他の音を作る本にもなるものである。

ア イ ウ エ オ

(三) 子音は父音と母音との配合によつて、出來たものであつて、配合音とも云ふのである。其の發聲が父音で韻尾が母音である。其の證據は之れを少し長く引いて見れば、必ず終りに、母音がひびき残るので、分かる。

カ	ア	キ	イ	ク	ウ	ケ	エ	コ	オ
サ	ア	シ	イ	ス	ウ	セ	エ	ソ	オ
タ	ア	チ	イ	ツ	ウ	テ	エ	ト	オ
キャ	ア	キユ	ウ	キエ	エ	キヨ	オ		
シャ	ア	シユ	ウ	シエ	エ	シヨ	オ		
クワ	ア	クキ	イ	クエ	エ	クア	オ		

スア　　ア　　スキ　　イ　　スエ　　エ　　スラ　　オ

アイウエオの外の清音四十九濁音二十、半濁音五、清拗音六十四、濁拗音三十二、半濁拗音八は皆配合音である。乃ち子音である。

父音、母音、子音(配合音)の事は大凡右の様な次第であるが、其の中で、拗音は前にも言つた通り、イ列音(イキシチ……)或はウ列音(ウクスツ……)と、ヤ行音或はワ行音との配合によつて、出來るものである故に、其のヤ行音ワ行音が母音の様な仕事を爲るといふので半母音などといふこともある。然う言ふと、イ列音、ウ列音を半父音とも言ひたくなるが、然んな事は餘計な事だ。

第二項 發音及び假名遣法

前項に於いて、音の種類を擧げて置いたが、是等の音が語を綴りて、語の中に入りたり、又は語の中に入らないでも、其の發音、乃ち口でいふ聲が、元來のより變つて、他の音と同じ音のやうに、成るものが、随分澤山ある。其れを一々あけて見ることは出來ぬが、凡、其の類が幾通りあるかといふと左の通りである。

(一) ア行のイエウがヤ行のイエ、ワ行のウに同じく發音することは、其の假名まで

同じに成つて居るから、勿論の事である。之れは前に既に述べた。
(二) フ行のキエフが常にア行のイエオに同じく發音す。但し、其の假名は混じてはならぬ事は、前にも述べて置いた。

か ぬ ぬもり ぬ くらぬ位
を緒 ぬみ笑 する末
をしへ教 あを青

(三) 濁音タ行のヂヅは、サ行のジズの如く發音す。

ふち藤 くちら鯨 ちんや陣屋
くづ屑 けづる削 わらづ藁鞋

(四) 語の中や終にあるハ、ヒ、フ、ヘ、ホは、ワ、イ、ウ、エ、オの如く發音す。

いは岩 さはる障 人ば
たひ鯛 あひだ間
ゆふ夕 どふ間 あやふし危
をしへ教 かへで楓 此處へ

(五) 語の中や終にあるフは、前條の如く、ウと發音する外に、ユ又はオの如くに發音することもある。

かほ願 にほひ毎
しふ強 まじふ交 たふ堪
あふぐ扇 たふる倒 れそふ藪

(六) 語の中や終にあるウ、ア行、ワ行共に、前條のフに似て、ユ又はオの如くに發音することがある。

うう帆 すう掃 うう植
いもうと妹 せうど兄 まらうど客人

(七) 語の中にあるキは、ユの如く發音することがある。

ひきゐる率
之れは右の一語のみである。此の外には
もちゐる用

といふ語もあるけれども、之れは一説ではもちゐるでなく。

もちふ用

であるといふ。私も常にふの方の説に随つて用ひて居る。それで之れをわの方とすれば、漸く二つある事になるので、何れにしても、此の條の例は實に少ない。

(八) ムはンの如く發音する事がある。

ひめ梅

ひま馬

讀まむ

行くらむ

咲きけむ

(九) 語の頭にあるウは、又ムムの如くンと發音することがある。

うま馬

うめ梅

(十) ア列音(アカサタナ……)がウフの音の上にある時には、オ列音(オコソトノ……)の如く發音することがある。

はやう早

したかふ隨

まふ舞

(十一) イ列音(イキシチニ……)がウフの音の上にある時には、其のヤ拗音のウ列音の如く發音することがある。

ちふ(ト言ふ)

あさぢふ(淺芽生)

よもぎふ(蓬生)

(十二) エ列音(エケセテチ……)がウフの音の上にある時には、其のヤ拗音のオ列音の如く發音することがある。

けふ今日

てふ(ト言ふ)

せうご兄

以上列擧したる如く、數多の音は、其の發音を、他の音の如くに轉ずるものが甚多い。其れ故に、或る一語を書き付くるに、只其の發音のまゝに書きては、誤りとなる事が屢起る。其の誤りを起さぬ様に、語のかき方を知る工風をするのが假名遣法である。

斯くの如く發音の變る事は、我が國語にばかりある事と思つてはならぬ。何處の國でもある。漢語にケイと言へば、敬、兄、傾、契、計、慶、形と幾つもあるのは、言ふまでもないが、英語でも、獨乙語でも、佛蘭西語でも、皆字と發音とが一致せぬ事は、夥しい程ある。之れは、昔は字に書いた通りに發音したのが、時移り、世變るに随つて、其の發音は段々變じて來るが、書いた物は變ずる筈がないから、昔のまゝ残るといふ様な事から起るのである。一方から、苦しい、厄介な事の様であるが、一方からは、之れで語が所々で訛るのを、匡正する事が出来るので、中々大切な事である。

右の如く、イといふ發音であつても實はイであるかキであるかヒであるか分らぬ事があるから、之れを間違はぬ様に早く覺ゆる法がある。其れは斯うだ。例へば發音はワである場合には、ワとハと二通りある故に、先づワと書くべき語だけを覺ゆるて置くのである。然してワと發音する語で、記憶にある分はワの假名を用ひ、記憶に無き分は、用捨なく、ハの假名を用ふれば、必ず誤ることはないに極つて居る。若し同じ發音で、字が三通りも四通りもある時は、一つ残して他の二つ或は三つを覺ゆるねばならぬ。併し覺ゆる方は成るべく語數の少きを撰び、残す方は成るべく、語數の多きを撰ぶが便利である。之れが假名遣法である。

今、右に列舉した所の發音が變じて他の音と同じくしたものと同發音異字によりて、別けて列べて見らう。

- (一) 發音、イ、 異字、イ、キ、ヒ
- (二) 發音、ウ、 異字、ウ、フ、
- (三) 發音、エ、 異字、エ、エ、ヘ、
- (四) 發音、オ、 異字、オ、ヲ、ホ、フ、ウ、

- (五) 發音、ユ、 異字、ユ、フ、ウ、キ、
 - (六) 發音、ワ、 異字、ワ、ハ、
 - (七) 發音、ジ、 異字、ジ、ヂ、
 - (八) 發音、ズ、 異字、ズ、ヅ、
 - (九) 發音、ン、 異字、ン、ム、ウ、
 - (十) 發音、オ列、 異字、オ列、ア列、
 - (十一) 發音、ヤ拗音ウ列、 異字、ヤ拗音ウ列、直音イ列、
 - (十二) 發音、ヤ拗音オ列、 異字、ヤ拗音オ列、直音エ列、
- 右の如く同發音異字の語が數多ある中から、其の語數の少い方を左に記して、一々覺えて貰ふ事にせう。

(一) 發音、イ。之れにはイ、キ、ヒの三字がある。
 (甲) 語頭のイ。語の頭にてイと發音するものは、イの字か、キの字かであつて、ヒの字は無い。イヌ犬といふ時に、イヌか、キヌかといふ疑は起るが、ヒヌといふ疑は、起らぬのは、勿論である。それでキの字の方を擧ぐ。

(1) [井]

- ゐあひ 居合、居ナガラ敵ニ向ヒテ立チ合フ術
- ゐあちの月 居待月、坐ツテ待ツ月、乃チ十八夜月ナ云フ。(十六夜ハイザヨヒ、十七夜ハ立待、十九夜ハ臥待ノ月)
- ゐしき 響
- ゐざり 鞆ノ底ノ土ノ附ク所、未底。
- ゐ蘭 蘭
- ゐる 率、將、以、ヒキ井ル。
- ゐづ 井筒
- ゐ堰 堰
- ゐや 禮
- ゐや、かに 恭
- ゐやじる 禮物
- ゐのし 猪
- ゐのこづち (春草)ノ名
- ゐ居 居
- ゐたけ 居丈、坐ツタマハノ身ノ丈、乃チ腰ヨリ上ノ丈。
- ゐざらひ 響
- ゐざり 膝行
- ゐる 居
- ゐる居 鞆、鞍ノ上ノ尻ノ當タル所ノ下ノ木。
- ゐろり 爐
- ゐげた 井桁
- ゐな 井
- ゐもり 蛸、井守。
- ゐせき 堰塞
- ゐやぶ 敬
- ゐや、くし 恭
- ゐやじり (同上)
- ゐのこ 系
- ゐのしりぐさ (臭草)ノ一種
- ゐのどとき (蔓草)ノ名
- ゐさま 居様、坐ツタカタチ。
- ゐな 田舎
- ゐぐひ 堰杭
- ゐやまふ 敬
- ゐやなし 無禮
- ゐ亥 猪。
- ゐぐち (秋蘭ノ名)。
- ゐのどとき (蔓草)ノ名

(乙)

(1) [キ]

- どの 宿直、殿ニ宿衛スル。
- どりの 鳥居。
- かたる 乞丐。
- くら 位、座居。
- しき 下檻、闕。
- まど 圍居。
- くも 雲居、雲井。
- もど 基、元居。
- かも 上檻、鴨居。
- こし 懸、腰坐。
- うなる 髪ヲ頂ニ垂レタル童、鬚。

ゐのん (薔薇、草ノ名) ゐのあし (織ラレタル所ノ布帛)ノ機ノ具 ゐのつめ (同上)
 ○此の外に熟語を擧ぐれば、尙數多あるけれども、省くから、右の語どもより推して、知つて貰ひたい。例へば、キドバタ井戸堀、キドホリ井戸堀、はキ井から推して知り、キネムリ居眠キサフラウ居候はキ居から、知ることが出来る。

(2) [イ] 語の頭にキ字ある語は右に掲げたただけであるから、そこで、此の外の語は皆イ字と心得てよい。例へば、犬糸、暇入、出板、石家、岩、鳥賊、色、今、等は皆イヌ、イト、イトマ、イル、イツ、イタ、イシ、イヘ、イハ、イカ、イロ、イマ、等とイの字を書くのである。

(乙) 語の中や終のイ。之れはイ、キ、ヒの三字がある。

おりののみかど 太上天皇、位ヲ退キ玉ヘル帝。
 ひきゐる 率。
 くれなる 紅、吳藍。
 あぢさる 紫陽花。

(もちゐる)用
 なる 地震。
 しほさる 潮騒、潮、騒ギ満チ來ルコト。
 おい老。

まゐる 參。
 ゐる 藍。
 くわゐる 慈姑。

(2)

[イ]

れいらかに 老様、悠然。

れいばれ 老謔。

れいらく老。

おいがる 老イテ聲カルルコト、老腹。

れいかけ 綾、(中古武官ノ冠)左右ニアル菊形ノ飾。

むくい報。

くい悔。

こい凍

こい臥。

さいい榮耀。

はいと 華人、薩摩大隅ニ住メル華人種。

かれいひ 餉、乾飯。

きぬいた 砧、衣板。

あさい 朝眠。

うまい 熟睡。

おちいる 陥入。

おとしいる 陥入。

ひいづ 秀。

○此の外に種々の熟語を擧ぐれば、尙ほ多くあれども、大抵推して知るこ
 とが出来らるであらう。其れから、まだ音便でイに變つた語が澤山ある。其
 の中で一寸知れにくい様な語だけを擧げて置かう。
(音便といふことは、或る音が都合に依つてイとかわりこ)

いふのいふ様な音に變つた事をいふのである。さきで又言はう。

やいば 焼双。

やいと 灸、燒處。

やいばり 燒絨。

やいづ 燒津。

たいまつ 松明、焚松。

かい 搦、搦。

かいつぶり 鴉、搦滑。

かいぞへ 介添、搦添。

かいたもし 搦燈、油火燈。

かうがい 筭、搦。

さいはひ 幸。

さいぐさ 三枝、福草。

さいたま 琦玉。

さいなむ 叱。

さいたづ 春ノ芽草、割出芽。

ついたて 衝立。

ついはむ 啄、衝食。

ついな 樂士。

ついがさ 築牆。

ついたち 朔、月立。

ついで 序、次出。

すいがい 透垣。

はいすみ 掃疊、油煙ヲ掃キ落シタル墨。

ふいがう 吹革。

ないがし 蔑、無視、無イガ代。

のいすみ 肉刺、緒摺レ。

まいて 况。

はいたか 鷓ノ雄、敏鷹。

れいて 於、置。

ついて 就。

せいたけ 背丈、(セタク)。

さいづち 小槌、(サツチ)。

ひいき 援引、(ヒキ)。

ひいち 曾祖父、(ヒナジ)。

ひいば 曾祖母、(ヒバト)。

○此の外にも音便にて、イ字を用ふる語は多くあるなれども、推して知る

ことが出来る。

(3) 「ヒ」語の中や終に、イヤキのある語は、右(1)(2)に掲げた通りであるから、此の外の語には、皆イの發音にヒの字を用ひてよい。例へば、境、思、互、乞、合、相手、附、添、買、鯛、等は、サカヒ、オモヒ、タガヒ、ニ、コヒ、アヒ、アヒテ、ツキシソヒ、カヒ、タヒ、等となる。

○例題

端居。ハシキである。之れはハシ端とキ居との熟語であるから、(甲)の「キ」のキ居から推して分かる。之れを(乙)の「キイヒ」の中から探し出さうとしてはならぬ。それでは(甲)を忘れたといふものである。砥石。之れも(乙)に求めてはならぬ。ト砥とイシとであるから、イシは(甲)の方で探さねばならぬ。處で(甲)の「キ」にはないから、(イ)の方乃ちイシといふ事が分かる。それでトイシとなる。後 (甲)の「キ」にないから、イカダである。住 (乙)の「キイ」に無いから、スマヒある。住居とかくから、スマキかと思は

る、けれども、スマ住といふ語はないから、スマ住とキ居とに分けられぬ語である。矢張(乙)の「ヒ」の方である。

(二) 發音、ウ。之れにはウフの二字だけある。

(甲) 語頭のウ。之れは皆ウの字である。ウシ牛といふ時、ウシカフシかといふ疑は、起りはせぬ。

(乙) 語の中や終のウ。之れにウとフとあるのである。

- (1) 「ウ」
- | | | | |
|--------|----------------------------|--------|--------|
| ウラ植 | ウラ帆 | ウラ心得 | ケウとし氣疎 |
| ウラ織 | ウラ裁 <small>裁、細ッ切ル。</small> | ウラ切 | ケウとし氣疎 |
| ウラ商人 | ウラ獵人 | ウラ囚人 | ケウとし氣疎 |
| ウラ男 | ウラどめ姑 | ウラどめ小舅 | ケウとし氣疎 |
| ウラどめ小姑 | ウラが日向 | | |

(2) 「フ」語の中や終にあるウの聲でウの字を書く語は右の通りであるから、此の外は皆フの字を書く。例へば、買、舞、笑、住、襲等は、カフ、マフ、ワラフ、スマ

○例題

フ、オソフである。

買。(乙)の「ウ」に無いから、カフである。

夕。(乙)の「ウ」に無いから、エフである。

危。(乙)の「ウ」に無いから、アヤフシである。

揃。(乙)の「ウ」に無いから、ソロフである。

(三) 發音エ。これにはエ、エ、への三字がある。

(甲) 語頭の、エ。これはエかエかであつて、へはない。エダ枝はエダかエダかといふ疑はあるが、へダといふ疑は起らぬ。先づエの方を記す。

(1) [エ]

ゑ(歎ズル詞)

ゑづく(嘔吐)

ゑど(養)

ゑぐし(劍)

ゑぐ(童ノ名)

ゑなく(呻吟)

ゑぬ(狗)

ゑのこ(豚)

ゑひ(醉)

ゑる(嘲)

ゑひ(笑)

ゑまひ(笑貌)

ゑまし(可笑)

ゑみさかゆ(笑聲)

古書には、おしなべて土蜘蛛といへり。古言學者の説によれば、土蜘蛛は、土ゴモリの略ならんといふ。其の字義は何にもせよ、穴居の蠻民を指したる名なる事は明らかなり。(申略)さて此の土蕃は、いかなる人種なりしか、之を考索する、極めて難し。然れども、試みにいは、マレイ種、又は類似黒奴なりしならんか、抑、我が群島は、亞細亞の東岸に接近して、亞細亞の一部分たりといへども、其の南方は、類似黒奴、ポリネシヤ、および、マレイ人の蔓延せる、數千の群島の、散在せる太平洋に瀕り。これら滄海中の島嶼、至る所、人類あるを以て見れば、これ等の人類は、皆大海を渡りて蔓延したるものなるべければ、これらの人類にとりては、大海は、能く其の進行を止むるものにあらざるなり。而して我が國は、彼等と同じく、太平洋にあり、何ぞ彼等の我が島に入り來たりしこと、のあらざるを知らんや云々

第一の説は、現今の日本人は、蒙古人種と、マレイ人種との混合なりといひ、第二の説は、我が國、太古の人種は、天孫人種、梟帥人種、穴居人種の三類ありと論じたれども、其の三類は、いかなる人類なりしかといふ事に論及せず、第三の説は、太古の土蕃は、如何なる人種なるか、之を考索せんこと頗る難し、然れども、試みに云は、マレイ種に

あらずば、類似黒奴ならんと断じたり。此の外、太古の住民は、食人種なりしならんともいひ、又、甚しきは、吳の太伯を、我が皇祖なりといふ妄説さへあるに至る。歴史研究のためとはいへ、誠にあるまじき事なり。要するに、人種學者は、人種の一方より推し、地理學者は、地理の一方より測りて、殆ど、適従すべからざるものゝ如し。予はさる空漠なる單一の理論によらんよりは、寧ろ記録を信するものなり、其の記録以前の事は、固より一の學理に屬し、歴史以外の事として可ならん。今、記録により、太古住民の名稱を考ふるに、常陸風土記によれば、土蜘蛛ツチグモを又八掬脛ヤツカキヒともいひ、塵添チリソ埃囊抄アヱノサキによるに、佐伯サキまた國栖クニノスともいひき。これらを総稱して、蝦夷エミとはいひしならん。されば、蝦夷人稱と、天孫および天孫を擁護し奉れる人々とは、其の種類異なりしこと、更に論なし。然れども、これが爲に、天孫は三韓および支那より渡來したまへるが如く、説くは、何事や、若し一步を譲りて、支那三韓より渡來したまふとせんと、其の天孫の祖先は、いづれの國にはじめて發生し給へるか、其の祖先、その祖先とたづねなば、いづれにしても、祖先は無に歸すべし。然らば、何れの國にてか、はじめて人間發生の期なかるべからず。之を我が國といはんも、何の妨かあらん。況

や、其の記録歴々として見るべきものあるをや。そも、天地裁判の事といひ、造化の神の成立の事といひ、又は人種の事の如き、最も重大の事にして、輕忽に新奇異様な解釋を下すべき事にあらず、彼の考證の該博にして、識見の卓絶なる、新井白石の如きだに、其の古史通に論せる所は、牽強附會の個條おほくして、後人の笑を免れざるは、深く殷鑑とするに足れり。これ余が、純正の哲學に屬する事は、歴史以外として、しばらく記録以後の事蹟を以て、歴史の正蹟と定むる所以なり。

第四章 人民開化の度

太古の時(神代)にあたりて、時運なほ草昧なりきと雖も、既に伊弉諾伊弉册イサノイサヒの二神、國土を經營し給ひし後、國民は所々に繁殖して、生活のみちを計れり。其の人民開化の度を知らんとせば、風俗の概勢を探らんこと、最も肝要なるべし。然るに、其の風俗といふことは、甚だ廣きことなれば、一々其の有様を擧げんは、頗る困難なるわざなり。故に今左の三項につきて、概勢を示さんとす。

一、飲食

二、外装

三、居住

(二)飲食 何事にまれ、必要より起りて、開化に赴くは、自然の勢なり。然るに、人生に欠くべからざるもの多しといへども、食物にしくものなし。食物なければ、一日も、人身の成育を保つこと能はず、さればいかなる滋味野蠻なる人といへども、山野に出で、は、菓實を探り、又草根を掘りて、各その饑を凌ぐなるべし。我が國、當時の人も、鳥獸魚貝を常食とせるは、勿論なれど、既に植物性の食物は、自然の供給にのみ依頼すべからざることをも知れり、と見えて、水田を耕して、米を作り、陸田を拓きて、麥、大豆、小豆、稗、粟等を作れり。是等の穀物を常食とせるは、今日と異なることなし。又、粒乾食などの名も見えたり。乾食は、おもに旅行の時の食料にあてたり。又、塩も井も見えたり。殊に清潔を尊ぶは、此の頃よりの風俗なれば、井の如きは、最も大切にしたり。酒は、八塩折之酒とて、今の葡萄酒などの如く、種々の菓物を以て、醸したるもあり、或は田稻を以て、天甜酒をかもしたる事もありき。蓋し八塩折之酒は、醇酒にして、甜酒は醱酒なるべし、又酒を釀汁とも稱したりき。これ酒は、釀に入れて、神に奉るよりの名なり。又、出雲の佐加の郷といふは、當時御厨を立て、酒を醸したる舊跡なるよし、出雲風土記に見えたり。

さて五穀の類を耕作せる事の、當時の史に見えたるは、既に述べたるが如し。但し田地開發等の方法も、未だ精しからざりしなるべければ、水田といへるも、只、自然、窪潢なる沼田、湖田等、深田のみ多かりしならん、と、佐藤信淵翁の、農政本論に論せられたるは、さもあるべし。抑、我が邦は、農を以て起りければ、人の産業は、農桑を旨としたるが故に、ナリハヒといふ語も、稻穂の成熟より起りて、終に一般の産業をいふ語とはなりぬ。又、動物性の食物も、はじめは石を投げて、獸を斃し、釣を垂れて、魚を得しなるべけれども、人口の漸く繁殖するに及びては、かゝる迂濶なることを以て、需用にみたすこと能はず、即ち次第に經驗を積み、鳥獸を捕ふるには、弓矢、或は羅網、網等を用ひ、魚を漁るには、筥、或は網をも用ひたりき。さて太古史中に見えたる、鳥類は、

- 鳩トビ 雉キジ 鷄カケ 鴨カモ 千鳥チトリ 那鳥ナトリ 鷺ササ 雀スズメ 鴉ウ 鶺鴒セキレイ ソニ鳥 河雁カカリ 鷓鴣トビ 鳥カラス
- 志シ 止ト 々々 鳥トリ 鷺ササ 鳩トビ 鴨カモ

等なり。此の中、いかなるものを食料にあてたりけん、今より知るに由なしと雖も、鴨、鷓鴣、雁の類を食せるは、更に論なかるべし。殊に海濱または山野に鳥を狩るを

鳥遊トリノアソビと稱して、貴人も出でたりしなり。是れ漁獵は精神をたのしましむるわざなるに因るといへども、又一は貴人も自ら食料にあてんが爲なり。太古簡樸の風想ひやるべし。

次に魚貝類の太古史中に見えたるは、

- 年魚トシイサ 鱸スズキ 鰯ササギ 鯛タイ 海鼠ウミネズミ 水雞ミヅトリ 蛤貝ハマグリ
- 蟹貝カニガイ 細螺コメヅメ 比良夫貝ヒラフカヒ

等なり。此の魚貝を取るを海幸ウミサチまた取魚トトリイサと稱せり。すべて肉類を食するには、専ら炙養アヒヤシせるものなるべけれど、魚などは膾なまにして食せることもありき。次に獸類の名の見わたるは

- 馬 鹿 牛 熊 猪 鼠 兎 海鱧ウミサバ 鯨クジラ

等なり。これらの獸類は、おほかた食料にあてたりしなるべし。獸肉は後世食すること忌めども、天武天皇の時、紀元千三百六十年牛馬犬猿の肉を食ふことを禁じ給ひし事あれば、其の以前は太古より食せるものなる事を證すべし。但し牛を食して、神の怒に觸れたる事、古語拾遺といふ書に見えれば、牛馬は専ら耕作に使

用して、食物にはせざりしならん、次に野菜類の見えたるは、

- 薑ショウガ 笋タケノコ 臭韭カサネ 川菜カサネ 山由里ヤマユリ 野蒜ノノ

等にして、海草は

- 海布ウミフ 藻モ

等、又果物は

- 桃 吳桃ウメ 葡萄ブドウ 梨リンゴ

等なり。是等は、おほかた食物にしたりしなるべし。

さて食事は、毎日二度を常食とせるものゝ如し。祝詞などに朝食アサメシ夕食ユフメシとあるは、ただに文章上の飾りのみにはあらず、三度を常食とするに至りしは、後世の事なり。

又、食物を載せん料には机あり。盛るものには比良互ヒラヒ、比良香ヒラカ、手扶テヅクリなど見えたり。是等の土器は、其の性質詳らかに知るには、おほかた後世のカハラケの類なり。又木の葉にも盛りしことあり、後世膳夫をカシハデと稱するは、柏カシの葉

に食物を盛りしより、其の膳部をわづかるものゝ名稱となれるなり。又酒を入れるには、盃スサ杯ハシなどあり。水を汲むには、汲匏ヒツフ玉鏡タマキヨウの類を用ひたりき。

當時物を煮て食せりといふことにつきて、前文部省御雇英人チャンバレン氏は、其の器物なければ、太古は更なり、上古の時代までも、日本人は、食物を煮て食せる事なしと斷言せり。此の説に惑はされて、しか記したる歴史も、近頃は見ゆれど、これ大なる謬見なり。伊弉諾尊が、黄泉戸喫とて、黄泉の國の火にて炊煮せるものを食し給ひし事あり。又、出雲國造神壽詞に、伊都閉黒益といふも、炊火の烟にすゝけたる事をいへるなり。此の外、常陸風土記に、釜も見え、播磨風土記に、鍋も見えたり。いかに其の器物なしといふべき。チャンバレン氏は、日本の歴史れよび言語を研究して、前人未發の説も多けれども、さすがに、外國人の事なれば、かゝる事もなきにあらざ、妄信すべからず、近來この説を信するものあれば、序に一言するなり。

(三)外装 衣服第一の用は、寒暑を凌ぎ、外來の傷害を防ぐにあれば、身體の諸部分を覆ふを主とす、其の名の太古史中に見えたるものを擧ぐれば、被衣、裳、褌等なり。被衣は上衣にして、裳は腰より下を覆ひ、褌は今の犢鼻褌の類なり。すべて當時の衣服は、今日の日本服よりは、却りて西洋服に近く、袖も廣からず、其の上衣は、胸部を紐にて結び、膝のあたりまでの長なり。褌は右にも左にもして、一定の風なかりき。

褌右に一定せるは、孝德天皇の御代よりの事なり。

又、男女共に衣服にて能く身體を包みたるが中に、殊に女子は、胸部などをあらはさぬを禮としたりと見ゆ、天鈿女命といふが、胸部を出だして、猿田彦神を驚かしたる事など見えたり。また寝るには、衾もあり、枕もあり、冠るには冠あり、穿くものには履もありき。此の外、冑も甲も、蓑笠も見ゆたり。又、馬に置くには、鞍、鐙等あり。旅行に持ち行く幣もありて。これには、乾飯などの食物はいふまでもなく、すべての物品をも入れたりき。

衣服の物質は、高貴の人は、絹、綿などを用ひ、其の他は、麻、穀木などにて織りしなり。鳥の羽にて衣をつくりし事も見ゆたれど、是れは通常の事にあらず、又、當時は、食料を得んがために、一般に獸獵をもなし、が故に、獸皮をも衣服に製せしなるべし。

又、衣服第二の用は、之れを飾りて、他人に尊崇愛敬の意をおこさしむるにあれば、當時も、高貴の人は、やゝこれに意を用ひ、男女共に寶石を貴重し、これを買きて、手にまとい、また頸にかけ、足にも巻きたり。いはゆる、曲玉、管玉、平玉これなり。今の日本人の珠玉を以て裝飾品に用ひざるは、はやく此の風俗のすたれたるなり。金銀珠

玉を身に裝ふは、決して西洋のみの風俗にはあらざるなり。
 又、髪カミの結方は、男は角の如く、二束に頭上の左右に結び、之をミヅラといひ、女は幼少の時は長く背後に垂れ、成長の後、其の髪を結び上げしものゝ如し。男女共に櫛ヘシを用ひて、これを梳りしなり。さて髪にまどふ蔓をカツラといひ、髪にさす枝をウズといへり。すべて時々の花、或は秋の紅葉などを髪にさすは、當時よりの習慣なりしならん。此の風俗は、上世時代にも行はれき。

三居住 家屋も高貴の人の、はや、高尚なりき。其の全躰の木造なるは、更に論なく、柱はしら桁はしら脇木はしら戸かど窓まど扉等あり。其の柱は、今の家屋の如く、平扁なる礎石の上に立せずして、直に地中に立てたり。脇木は、屋上に交斜して、風雨を防ぎしものにて、今、神殿の屋根にのみ、此の遺風あり。戸は今日の如く、敷居しきい鴨居かもの居いなどを据ゑて、開閉せるものには、あらで、西洋家屋の戸の如く、推し遣り戸なりしが如し。但し、當時は、いまだ釘の發明はつめいあらざりしかば、板を組み合はせて、横木等は、繩なわまたは綱なわなどにて、からげしなり。又、天石屋戸あめのいしや石位いしゐなどいふ名の史に見えれば、岩石を掘りて、住めるならんといふ論もあれど、これはたゞ、其の堅固なるを美稱したるものにて、穴居の證

とはすべからず、又、新婚しんこん生誕せいだん喪葬さうざう等の大事あるごとに、必ず新居を作るを習慣とせり。但し、當時の家は、壁はなく、板を以て張りたるものなり。壁は何頃よりの風俗にか、今詳らかならず、さて太古史に見えたる木の種類は、楠くすの檜ひの檜ひの松まつ椴すま等なり。此の外ほか楓かへ桑くわ椴すま柃けいなどあれど、此等は家屋の材には用ひざりしなり。たとへば椴は棺かふに用ひ、柃は神かみにたてまつるなどの用にあてたるのみ。

又、屋根は何を以て葺きしかといふに、多くは茅かや薄うすなどを用ひしなり。稻いねもありしが、ゆゑに藁わらをも用ひたりけん、又、鳥の羽を以て葺きたる事もあれど、臨時の事にして、例れいとはし難し。又、周圍には垣あり、門あり、庭にわもありき。垣は通常を柴垣しばかきまた青柴垣あおしばかきといふ、又、塚かき堆たい等あり。又、幾重にもめぐらしたるを八重垣やちかきといひ、石をたゝみて垣かきとせるを志し幾かきといひき。門はねをかた鍵かぎを以て之を鎖かぎしたり。チャンパレン氏は、今の日本のものよりは、むしろ歐羅巴風の門戸に近かりしならんと評せり。さもありぬべし。

又、席せきも墨すみもありき。墨は通常菅かやにてつくれりと雖も、高貴の人は、ミチみちといふ海獸かいじゆうの皮かわにて製し、或は純墨じゆんすみもありき。幾重にも敷くを厚遇こうぐの式しきとしたり。當時の人

は常に居るには腰を掛けたりしか、坐せしか、詳かならず、疊のある事より考ふれば、坐せるものども覺ゆれども、胡床といふも見なれば、或は坐し、或は腰を掛け、兩様になし、ものにやありけん。

當時は家内を極めて清浄にする習慣なりしかば、尻しり久く米め繩なといふを引き廻らして、魔物または不潔の氣の侵入を拒ぎたり。これ今の注連繩しゆめなにして、神社又は一月なごの如く、殊に清潔を主とし、改まりたる時に之をめぐらすは、皆太古の遺風なり。又、厠は住居を離れたる川の上に造る習慣なりき。これ亦其の汚穢を忌みて、水に流し、なり。今の詞に、カハヤといふは、此の縁なり。まことに不潔汚穢を知らざるは、各國野蠻時代の常なるに、本邦のみひとり太古より之を避けたるは、頗る美俗を誇るに足れり。此の潔癖の風は、今に現存するもの、如し。

第二篇 上古

第一章 神武天皇基を定め給ふ

凡る人類のまづ感ずる事は、己を愛せんとする情より切なるはなし。故に苟しく

も、己に利益あるものを見れば、之を得んと欲す、其の未だ交通なき時代には、此の情内に潜みて、外に發せざるべし。然るに、民族漸く交通して、互に其の事情を知り、其の生活の有様を見るに及びては、利己の心は、内にのみ止まらずして、遂に外に發し、他人の土地物品をも奪ひて、己の福祉を増さんどす、これ戦争攻伐の起る所以にして、當時部族の互に相凌轢せるも、亦此の理に外ならざりしならん。

天孫瓊々杵尊ニギハヤヒノミコトの降臨したまひしより、神武天皇に至るまで、御三代の間は、日向の國に都したまひしかば、西國は久しく王化を被れども、東國には蠻民所々に割據して、酋長をたて、部落をわかつて、相凌轢し、いはゆる利己の心のみ盛にして、弱肉強食の有様なりき。天皇、此のさまを聞召きこよして、此の國は、昔天祖天照大神の、我が祖に授けたまへる國なるを、かくてはいかでか天祖の命に背かざらん、又、良民のくるしみを、奈何せんどのたまひて、甲寅ケイイン(紀元前七年)の歲、御兄の五瀬命イツセノミコトと共に、皇族をひきゐて、遂に高千穂の宮を出で給ひ、筑紫、安藝等を経て、吉備キヒの國に至り、こゝにて舟楫を備へ、兵食を蓄へ、かつ上國の動靜を視みひたまふこと三年、一舉して天下を平定し給はん、とす、皇師つひに東のかた浪速なみ國なみ攝津せつに至り、河内を経て、龍田リウテンに赴き給ふに、路險

險にして、人並行することを得ず、因りて軍を還して、更に東の方、膽駒山を踰りて、倭國に入らんとし給へり。

是れより先に、天神の子饒速日命、既に倭に入り、登美城上郡の豪族長髓彦の妹を娶りて、可美眞手命を生みぬ。土人等皆奉じて主とし、權勢頗る盛なり、然るに、皇軍の今倭に入らんとするを聞き、長髓彦等は、天神の子豈兩種あらんやとて、大衆を出だして、孔舍衛坂に逆戦す、皇軍利あらず、五瀬命は流矢にあたりて、遂に薨じ給へり、皇軍乃ち轉じて、紀國に向ひ、名草邑に至る、この會長名草戸畔といふもの、皇命に服せざりしかば、之を誅し、遂に狹野を越えて、熊野に到り、船にて進み給ひしに、暴風おこりて、皇舟漂蕩す、此の時、皇兄、稻水命の船は、流れて韓國に着きしが、其の子孫は、後に新羅の主となり給ひきといふ。天皇、皇子手研耳命と軍を進めて、熊野の荒坂の津に至り、會長丹敷戸畔を誅し、更に進みて中洲(大和本部)に入り給はんとす、路險くして進み難し、時に天皇の御夢に、天照大神訓へて宣はく、朕今頭八咫鳥を遣さん、宜しくこれに嚮導せしむべしと、果して頭八咫鳥ありて、空より飛び來たりぬ。天皇其の祥夢に叶へるを悦びたまひて、道臣命と大來目命とをして先驅せしめ、鳥の向

ふ所を逐ひて、遂に菟田下縣に達し給ひぬ。こゝに又魁帥二人あり、兄猾、弟猾といふ。兄猾は服せずして誅せられ、弟猾は歸順せり。天皇これより吉野の地に至り給ふに、この土蕃は、皆天皇を迎へ奉りて、歸順したりき。

此の時なほ國見丘には、八十梟帥あり、磐余の邑には、兄磯城、弟磯城あり、高尾張の邑には、赤銅の八十梟帥あり、賊虜の據る所、皆要害の地なり、天皇乃ち神祇を親祭し、兵を勸して、八十梟帥及び其の餘類を殺し、更に使を遣して、兄磯城を徵さしめ給ふに、兄磯城は、迷圖を守りて、命を承けず、つぎに頭八咫鳥を遣して、弟磯城を説かしめ給ふに、弟磯城は命に服して來たり降りぬ。因りて椎根津彦の奇計を用ひて、兄磯城を誅し給へり。皇軍勇健なりと雖も、各所に歴戦し給ひしかば、疲勞なき能はず、其のさまは、此の際、天皇の詠じ給へる御製によりて證せらるべし。其の御製に曰はく、

たゝなめて(楯並べて)いなさのやまの(伊那差の山)菟田郡にありて、のまゆも(木の
間より)いゆきまもらひ(行きつ守りつ)たゝかへば(戦へば)われはやゑぬ(吾は飢ゑぬ)
ぬニテ(や)は歎息の辭(し)まつどり(鳥)つ鳥にて(鶴)の枕(辭)うかひがども(鶴養が輩)い

ますけにこね今助けに來たれよかし)
 是れより進みて、長髓彦を討ち給ふに連戦利あらざりしが、一日忽然として、天くもりて雨降り、金色の鵝あり、飛び來たりて、御弓の弭にとゞまる、其の光耀流電の如し、長髓彦の軍卒これを見て迷眩し、また力戦すること能はず、爰に饒速日命、この國家は、天祖の天孫に授け給へる所にして、私すべきものならざる事を知り、又、長髓彦の性質暴戾にして、教ふるに天人の際を以てすべからざるを悟り、乃ち之れを殺し、其の衆を率ゐて歸順せり、天皇其の功を賞して、之れを寵し給ふ、饒速日命の後は、常に兵事を掌りて、朝廷に事へ、物部氏と稱せり、長髓彦既に亡びたれども、猶此の時、波多丘岬フカノサキに新城戸畔ニヒトベあり、和珥ワヰの坂下に居勢祝イセノミコトあり、長柄丘岬ナガテノサキに猪祝イノミコトあり、各々の勇力を待みて、歸順せざりしかば、兵を分ちて、皆之れを誅し給ひき。こゝに始めて中州平ぎぬ。是れ紀元前二年の事なりき。

中州既に平ぎて、また風塵なし、天皇乃ち都を橿原に奠めて、宮室を經營し、恭しく寶位に臨み給ひぬ。天皇の壯大なる宮室を經營したまへるは、おもに穴居巢棲の陋俗を改めしめんの御意なりき。されば、即位の盛式をも、庶民に縦覽せしめ給へり。

三〇、族制上より見たる日本國民の四大別。

- (イ) 皇族。歴代天皇の御血統なれば、固より尊嚴にして犯すべからず、最近の統計年鑑に於ても、皇族の御人數は、日本の人口中に加算なきものと知るべし。
 - (ロ) 華族。歴世皇室に直隸せし名族、維新前各地方に分封せられたる舊諸侯、並に舊諸侯の重臣、及び國家に勳功ありしもの、其の他有名なる社寺の神職僧侶にして特別の由緒あるもの及びこれ等の子孫にして、其の數家族を合して凡そ四千人あり。
 - (ハ) 士族。維新前舊諸侯の臣即ち所謂武士なるもの、其の他特に士族に列せられたるもの、及び其の子孫にして、其の數凡そ二百萬あり。
 - (ニ) 平民。もと農工商の業に従事せし多數の庶民及び其の子孫。
- 士族は平民に比して、政治上の特權に殆んど何等の差異あるを見ず、又社交上の地位も著しき差異なし。

第二節 人口

三一、全國の人口は四千七百万を超ゆ。明治三十年末の調左の如し。

臺灣以內

臺灣之部

男 二一、八二三、六五一 一五、一五、五五一

女 二一、四〇五、二一二 一二、七四、六〇五

計 四三、二二八、八六三 二七、九七、五四三

而して一ヶ年増加人口を約五十万とせば、明治三十二年末の人口は、總計四千七百万人を超ゆるなるべし。

三二、人口の密度。

本邦人口の密度は、畿内に最も密にして、北海道に最も疎なり、中仙道は凡そ全國の平均に位す、即ち左の如し(明治三十年末調)。

畿内 一方里につき 六〇〇人三

北海道 九二

中仙道 一七一三

全國平均 一七四三

今主要なる外國に比せば左の如し

本邦 一方里の人口 二八〇

イギリス(本國)一八九一年調 三七〇

フランス(本國)一八八九年調 一八八

ドイツ(本國)一八八五年調 二五〇

ロシア(全國)一八八七年調 一五

イタリー 一八八八年調 二八六

ベルギー 一八八九年調 五七九

即ち総人口に於ける如く、人口密度の点に於ても、本邦は寧ろ大に過ぐるも、小に過ぐるの憂なし。

三三、本邦人口の増殖。

今臺灣を除きて考ふるに、明治十五年末に三千六百万の人口ありしに、三十年の末には四千三百餘万となり、即ち一ヶ年増加の人口四十万以上なり、此の割合を

以てせば、百年餘にして本邦の人口は一億に達すべし。
 斯くの如く増加する人口を如何にすべきか、須らく内地の中人口密度の小なる
 北海道の移住を奨励すると同時に、海外殖民を計畫すべし。不幸にして我が國
 の上層人士には、尙ほ嶋人根性を脱せずして、小天地に局促して蠢然たる生活を
 貪るあり、下流の人民は、契約移民労働者として北アメリカ其の他に不評判を招
 きたるを如何せん。

外國在留本邦人の總數は、明治三十一年末に於て七〇、八〇一人にして、布哇に三
 万四千餘、韓國に一万五千餘あり。而して東洋南洋に在留せる本邦人の數は男
 よりも女多し、一二の例を示さば、左の如し、これ等女子の全數或は多數は、如何な
 る職業のものなるかは、爰に説明せざれども、人のよく知る所なり。

新嘉坡	一二七	男	三六四	女
香港	一五九		三一九	

布哇の移民は奴隸なり、東洋在留の本邦人は國辱を示すものなり、海外移民の取
 締嚴にせざるべからず。

第三節 教育

三四、教育の振興。

教育の振興は王政維新國是の一にして、其の後學制の頒布あり、次で教育制度は
 次第に發達し、今日に於ては、諸種の方面に於て、非常なる進歩を見るに至れり。
 望遠鏡の眼孔を以て顯微鏡的の觀察を施さば、征清戰役の大捷は、其の根本に
 於て、教育振興の結果なること、何人ぞ雖ごもこれを否むこと能はざるべし。

三五、初等教育の普及。

初等教育は近年頗る進歩し、明治三十年末の統計によりても、小學校の數二万六
 千餘、學齡人員就學義務既生者中不就學者は十分の三たるに至れり。而して臺
 灣沖繩及び北海道を除き、全國中不就學者の割合最も少きは奈良縣にして、最も
 多きは男子に於ては東京、女子に於ては新潟なりとす。

三六、中等教育の勃興。

中等教育は日清戰役後非常に進歩し、明治廿六年末には中學校の數七四、學生の
 數二万弱なりしも、三十年末には校數百五十六、學生の數五万を超ゆ。校數三百

學生十方に達するの日は遠きに非るべし。

三七、高等教育の進歩。

大學は東京帝國大學及び京都帝國大學ありて、分科大學の上に大學院を置く、東京帝國大學には法醫工文理農の六分科大學あり、京都帝國大學には目下法科醫科理工科の三分科大學あり。又高等學校は東京、仙臺、京都、金澤、熊本、岡山、山口の七ヶ所にあり、中等以上の業務に就かんとするもの及び大學に進むもの、階梯とす。大學及び高等學校の數は、更らに益増加せんとす。

三八、實業教育の奨励。

實業教育は、これをドイツフランス等に比して特に劣れり、官民共にこれが奨励を計れるを以て、遠からずして面目を一變すべし。而して實業に關する高等の學校には、東京及び神戸(近設)に高等商業學校あり、北海道に札幌農學校あり、其の他高等農林學校等の設け次第に多きを加ふべし。

三九、女子教育の普及。

女子教育は、明治二十三年頃、稍發達の緒に就きしも、其の後大に衰へ、男子の教育

に比して非常なる差異あり、此の欠點は、近來一般の注意を惹きしを以て、遠からずして女子教育の普及を見るに至るべし。

四〇、師範教育。

教員の養成には、東京及び廣嶋(近設)には高等師範學校あり、東京に女子高等師範學校あり、各府縣に師範學校あれども、日清戰役後、教育の勃興と共に教員の不足は従前よりも尙は一層甚しく、隨て師範學校の増設、其の他諸般の方法によりて、師範教育の發達を計れども、未だ其の目的を達すること能はず。

四一、各種學校。

音樂、美術、盲啞、教育等に關する各種學校も、近來稍増加すと雖ども、未だ微々たるを免れざるなり。

四二、軍事教育の進歩。

陸軍には地方幼年學校、中央幼年學校、士官學校、大學校等あり、海軍には兵學校、機關學校、大學校等あり。而して幼年學校の如き中等教育を主る學校が、文部省の管理に屬せざるは、特に注意すべきことなりとす。

四三、圖書館及び博物館。

圖書館及び博物館の設けも其の數尙は少し、圖書館の中規模の大なるを帝國圖書館とす、東京にあり。博物館の大なるを東京帝室博物館、京都帝室博物館及び奈良帝室博物館とす、何れも帝室の管理に屬す。(帝國の二字帝室の二一字に近頃改めらる)

四四、圖書及び新聞雜誌の刊行。

これ亦其の數未だ多からず、これをイギリス、ドイツ、フランス等に比すれば、大に遜色あり。

第四節 美術

四五、佛法の影響、支那の影響。

我が邦美術の淵源は極めて太古にありしかども、佛法の傳來によりて、佛像佛畫の製作術大に發達し、次で支那の隋、唐、明の畫風を傳へ、遂に一種の特色を發揮せり。其の他陶器、漆器等も大に發達し、本邦の美術は其の名海外に高し。

第五節 宗教

四六、神道——神社。

本邦に於て宗教と見るべきもの三あり、其の一たる神道は祖宗の威靈を祭り、又は國家に功勞ありし文武の士人を崇拜するものにして、別に經典と稱すべきものなく、稍他の宗教と趣を異にす。其の祭靈の場所を神社と稱し、これを左の八種に分つ。

神宮、官幣社、大社、中社、小社、別格官幣社、國幣社、中社、小社、府縣社、郷社、村社、境外無格社是れなり。神宮は唯一にして伊勢にあり、官幣大社の數は三十九、別格官幣社の數は二十一あり。京都及び其の四近には有名なる神社及び寺院多し。

神道には神宮教、大社教、扶桑教等數多の派あり。

備考 別格官幣社所在地は、歴史上の由緒少からず、後文を参照して常に記し置くべし。

四七、佛教——寺院。

欽明帝の時始めて傳はり、名僧智識の輩出により、元來の教義の上更に新しき宗派を起し、又實業を奨励し、支那の文物を輸入し、或は中古支那との交通上通譯の事を掌りし等の緣故により、又本地垂迹の説を以て、能く我が國體との衝突を避けしにより、外來の教なるに拘はらず、根柢を有すること神道より遙かに大なる

り。
 佛教は天台、真言、真宗、法華等數多の宗あり、此の中數多の派に分るゝものあり。
 各宗派の重要なる寺院を本山と稱し。これに屬するを末寺と稱す。寺院の總
 數は境外佛堂を除き、總計殆んど七萬二千に達す。

四八、基督教。

基督教は後奈良帝の時來朝し、一時は國禁となりしが、維新後漸く行はれ、又二十
 二年帝國憲法の發布により、信教自由の確立と共に益々行はるゝに至れり、天主
 教、舊教、正教、希臘教、新教の三派あり。

第三章 政治

第一節 政体

四九、元首。

天皇は國の元首にして、統治の大權を總攬し給ふ。百般の政務は國務大臣輔弼
 し奉りて、其の責に任じ、立法は概ね帝國議會の協賛を要し、司法權は天皇の名に
 於て裁判所これを行ふ。

法律と同一の効力を有する緊急勅令は、議會の協賛なくして發せらる、但し永久
 の効力を有するものに非ず。

議會の協賛を経、天皇の裁可によりて始めて法律となる故に、帝國議會を以て立
 法機關の一と見るは或は可なるべしと雖ども、純然たる立法部とするは全く誤
 れり、是れ西洋の立憲國と異なる所なり。

同じ理由により、裁判所のみを以て純然たる司法部とするは全く誤れり、況んや
 司法省其の物も亦立法機關の二つと見得べきものなるに於てをや。

五〇、帝國議會。

貴族院衆議院の二つより成る、貴族院及び衆議院の組織に就ては、各貴族院令及び衆議院議員選舉法を見るべし。
貴族院は左の議員を以て組織す。

- 一、皇族(成年に達せられしとき議席に列せらる)。
 - 二、公侯爵(滿二十五年に滿ちたるるとき議席に列す)。
 - 三、伯子男爵各其の同爵中より選舉せられたるもの。
 - 四、國家に勳勞あり、又は學識あるものより特に勅任せられたるもの(世にこれを勅選議員と稱す)。
 - 五、各府縣に於て土地或は工業商業に付、多額の直接國税を納むるもの、中より一人を互選して勅任せられたるもの。(世にこれを多額納税議員と稱す)
- 衆議院議員選舉法は、明治三十三年三月廿九日改正せられたり、此の法律は次の總選舉より施行す、但し北海道(札幌區函館區小樽區を除く)、沖繩縣に就ては、勅令を以て別に施行の期日を定む。此の法律によれば議員の數三百六十九人にして、最も多きは東京府十六人、最も少きは沖繩縣二人なり。(目下衆議院議員の數は正に三百人にして、貴族院議員の數も約三百人)

五一、行政部。

行政部は内閣、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、逓信の九省あり。各省に主務の大臣ありて、内閣總理大臣これを統一す、これを中央部とす。
地方には道廳に長官、府縣に知事ありて、主務大臣の指揮監督を受け、部内の政務を行ふ。道廳、府、縣は又これを小分して、市區郡とす。爰に區と稱するは、北海道及び沖繩縣に於ける如く、廳縣の直接の分に當るものを云ふ。市の細分又郡は更らに細分して町村となす、町村にも各其の長あり。(市の細区分たる町と郡の細分たる町と同一に見るべからず、須要なる嶋地には、特に嶋司を於て支配せしむ、即ち鹿兒嶋縣の大嶋、隱岐、對馬、小笠原嶋の如きはこれなり。)
臺灣には臺灣總督ありてこれを支配す、總督府は臺北にあり、地方には縣及び廳を置き、縣に知事、廳に長を置き、部内の政務を行はしむ。

五一、裁判所。

裁判所は臺灣を除く四の階級に分る。最下級は區裁判所にして、全國に三百餘あり、地方裁判所は各府縣に各一、北海道に三あり。控訴院は東京、大阪、名古屋、廣

嶋長崎、仙臺、函館の七ヶ所にあり。大審院は最高級にして、東京に唯一つあり。

五三、宮内省—樞密院—會計検査院

宮内省は帝室に關する一切の事務を掌り、兼て又華族を監督す。宮内省は行政部の外なること必ず忘るべからず。樞密院は天皇の最高顧問府にして、其の組織は樞密院官制を見るべし。會計検査院は官金の收支、官有物、國債に關する計算を檢査確定して會計を監督す。

樞密院及び會計検査院は、廣汎の意義に解するときには、行政部の中に屬す。

第一節 區劃

五四、畿内八道。

古の行政上に於て全國を畿、道國に分ちたりき。畿とは畿内の略なり、畿内とは王畿の内の義なり、支那の制、王城より方千里までを王畿と稱せしに倣ふ。又道とは都より各地方の役所に往來する官道のことにして、各道に沿へる地方を一團として、何道と呼ぶに至りしものなり。又これを山河其の他の有様により、區分して國とす、斯の如き稱は、現今の行政區劃上には、殆んど關係なければども、古來

よりの通稱にて、今尙ほ世に行はる。五畿八道の中、北海道に名稱の起因及び奥羽を七國に分らし、維新後のことなり。臺灣は固より畿内八道八十五國の外なり。又琉球國はこれを西海道の中に入るゝことあり、或は別にすることありて一定せず。

五五、現今の普通行政區劃。

現今は北海道、臺灣、三府四十三縣に分ち、北海道は更らに適宜に區分して、各區分に支廳を置く。臺灣は分て三縣三廳とす、臺灣の縣と云ひ廳と云ふは、内地に於けるとは其の關係を異にす。各府縣は分て市、郡とし、郡は更らに町村に分つ。沖繩縣及び北海道に於ては、區なるものを置く、例へば札幌區、小樽區、函館區、那覇區、首里區の如し、(東京、大阪、京都、三市の細區分たる區と同一に視るべからず)。今市制施行地を左に列記すべし。

- | | | | | | | | | | | |
|-----|----|----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|
| 東京 | 京都 | 大阪 | 堺 | 横濱 | 神戸 | 姫路 | 長崎 | 新潟 | 水戸 | 前橋 |
| 宇都宮 | 奈良 | 津 | 四日市 | 名古屋 | 静岡 | 甲府 | 大津 | 岐阜 | 長野 | 仙臺 |
| 若松 | 盛岡 | 青森 | 弘前 | 山形 | 秋田 | 米澤 | 福井 | 金澤 | 富山 | 高岡 |

鳥取 松井 岡山 廣嶋 尾道 赤間關 和歌山 徳嶋 高松 丸龜 松山
 高知 福岡 門司 久留米 佐賀 熊本 鹿兒島

備考

市のなき縣。千葉、埼玉、大分、宮崎、沖繩の五縣(但し沖繩縣には區あり)。

人口百萬以上の市は(一)東京。

同五十萬以上百萬未満の市は(一)大阪。

同十萬以上二十萬未満の市は(二)京都、名古屋。

同十萬以上二十萬未満の市は(三)神戸、横濱、廣島。

廣島の近年十萬以上となりしは日清戰役の結果なり。

縣(沖繩を除く)に市村ありて町なきは鹿兒島縣なり。

縣廳所在地にして市に非るは、埼玉、千葉、福島、山口、大分、宮崎、沖繩六縣廳所在地なり、但し那覇は區

をなす。

一縣内に三市あるは、福岡縣なり、二市あるは、大阪、兵庫、三重、青森、山形、富山、廣島、香川の一府七縣なり。

第三節 兵備

五六、大元帥—全國皆兵。

我國の軍隊は世々天皇の率ひ給ひし所なるが、一時は兵權武門に歸したりしも、王政復古と共に帝國の男子は滿十七歳より四十歳まで悉く兵役の義務を有することとなれり。

五七、兵役の種類。

兵役は常備後備補充國民の四種に分れ、常備兵役は更らに現役及び豫備の二つに分る。補充兵役も陸軍に於ては、第一及び第二の二種に分たる、國民兵役も亦第一及び第二の二種に分る。

各兵役の年數左の如し。

常備兵役	現役	陸軍 三年
	豫備役	海軍 四年
豫備役	陸軍	陸軍 四年四ヶ月
	海軍	海軍 三年

三 第		二 第		一 第		衛 近		號		師 團	
名古屋		仙 臺		東 京		東 京		司 令 部 所 在 地		番 號	
第 十 七	第 五	第 十 五	第 三	第 二	第 一	第 二	第 一	東 京	東 京	東 京	東 京
豐 橋	名 古 屋	新 發 田	仙 臺	東 京	東 京	東 京	東 京	司 令 部 所 在 地	旅 團	步 兵	
第 三 十 四	第 三 十 三	第 三 十 六	第 三 十 九	第 三 十 二	第 十 五	第 一	第 四	第 三	第 二	第 一	聯 隊
靜 岡	豐 橋	名 古 屋	名 古 屋	村 松	新 發 田	仙 臺	仙 臺	高 崎	佐 倉	松 本	東 京
											衛 戍 地
											步 兵 聯 隊

後備兵役……………五年(陸軍海軍共に同じ)

補充兵役(陸軍) 第一 七年四ヶ月

第二 一年四ヶ月

同 (海軍)……………一 年

五八、陸軍の編制。

全國の陸軍を近衛及び十二師團に編制す、一師團は通常左の諸隊より成り、其の兵數凡そ一万人なりと云ふ。

歩 兵 二旅團

騎 兵 一聯隊

野戰砲兵 一聯隊

工 兵 一大隊

輜重兵 一大隊

備考

一旅團は二聯隊、一聯隊は三大隊、一大隊は三中隊より成る。

師團長は中將、旅團長は少將、聯隊長は大佐、若くは中佐、大隊長は少佐、中隊長は中尉、これに當る。

五九、陸軍常備兵配置。

陸軍常備團体配布につき、左に略表を記し、尚ほ二三の要項を附記す。

九 第		八 第		七 第		六 第		五 第		四 第	
金澤		弘前		札幌		熊本		廣島		大阪	
第十八	第六	第十六	第四	第十四	第十三	第二十三	第十一	第二十一	第九	第十九	第七
敦賀	金澤	秋田	弘前			大村	熊本	山口	廣島	伏見	大阪
第三十六	第三十五	第三十二	第三十一	第二十八	第二十七	第二十五	第四十三	第四十二	第四十一	第三十八	第三十七
鯖江	敦賀	金山	秋田	弘前	弘前		大熊	山鹿	廣島	廣島	伏見
	賀澤	澤形	田前	前	前		鹿兒	本口	島田	島津	大阪
							本島	本島	本島	本島	本島

四ニ一足スノ五、
五ニ一足スノ六。

三ヲ降ス。

但シ、此方法ハ無用ナリトテ學者ノ非難スルモノ多シ。此方法ヲ首張スルモノハ、減法ヲ加法ニテ行フモノナレバ學ブモノ、爲メニ簡便ナリト云フニ在リ。之ヲ非難スルモノハ、補加法ノ便利ヲ認メザルニアラザレドモ、吾人ノ心中ニ存スル引クト云フ思想ニ適合セズ。之ニ反シテ普通ノ方法ハ良ク引クト云フ思想ニ適合セルノミナラズ、又實際ニ計算スルニ當リテハ、何レノ方法ニヨルモ別ニ變リナシ。早サニ於テモ、正確ノ度ニ於テモ、共ニ大差ナケレバ、普通ノ方法ヲ良シトスルモノノ如シ。

吾人ノ見ル所ニヨレバ、人々ノ好ミト既ニ學ビ來リタル習慣トニヨリテ、何レヲ用フルモ可ナリト信ズ。

第三、括弧。

(1) 1695 - (235 + 562)

(2) 2653 + (257 - 199)

右ノ二式ニ於テ用ヒタル () ノ如キ相對シタル符號ヲ括弧ト云フ。括弧内ノモ

ノハ常ニ一數ト見倣サルベキモノナレバ。(1)ニアリテハ千六百九十五ヨリ二百三十五ト五百六十二トノ和ヲ減セヨト云フコトニシテ、(2)ニアリテハ二千六百五十三ニ加フルコト二百五十七ト百九十九トノ差ヲ以テセヨト云フ意味ナリ。

千百六十七ト三百七十トノ差ヲ二千五百ヨリ減セヨト云フコトヲ式ニテ示セ。

$$2500 - (1167 - 370)$$

括弧ハ常ニ對ヲナセルモノナレバ、一方丈ケニテ打チ棄ツベカラズ。若シ

$$2500 - (1167 - 370) \quad 2500 - 1167 - 370,$$

ノ如キコトヲ書セバ、何ノ意ナルカ一向ニ知レザルナリ。

括弧ニハ尙ホ種々ノモノヲ用フ。

$$156 + (254 - (1200 - 1150))$$

() ヲ普通中括弧ト稱ス右ニアリテハ二百五十四ヨリ千二百ト千百五十トノ差ヲ減シ之ヲ百五十六ニ加フルコトヲ示ス。

$$156 + (254 - (1200 - 1150))$$

ト書スルモ同一ナリ。

三十九ト四十ト七十八トノ和ヲ五百六十ヨリ減シ之ヲ更ニ六百九十四ヨリ減スベシ。之ヲ式ニテ書ケバ、

$$694 - (560 - (39 + 40 + 78))$$

或ハ $694 - (560 - (39 + 40 + 78))$

括弧ハ常ニ同シモノ、間ヲ一個ト見ル。故ニ常ニ () { } 等ノ間ニ挾マレ居ルモノヲ一個ト見ルベシ。決シテ () { } 等ノ間ヲ一數ト見倣スコトナカレ。又カ、ル用ヒヨナスベカラズ。

又時トシテ横線ヲ以テ括弧ニ代フルコトアリ。例ヘバ、

$$35 + (256 - 234) \quad \text{ノ代リニ、} \quad 35 + \overline{256 - 234}$$

$$297 - (56 + (154 - 75)) \quad \text{ノ代リニ、}$$

$$297 - \overline{(56 + 154 - 75)} \quad \text{又ハ、} \quad 297 - \overline{56 + (154 - 75)}$$

或ハ $297 - 56 + 154 - 75$ ト書スル如シ。

第四。乘法。掛ケ算ハ加法ノ便法ナリ。即チ一數ヲ數回加フル場合ニ施ス便法ナリ。例バ十五ニ三ヲ乘スル(或ハ三ヲ掛クル)トハ十五ヲ三倍スルコトニシテ

云ヒ換フレバ、十五ヲ三度加フルコトナリ。

$$15 \times 3 = 15 + 15 + 15$$

(×)ハ掛クルコトノ符號ナリ×ノ前ニアル數ハ常ニ其後ニアル數ニヨリテ掛ケラル此符號ヲ掛ケル(或たいむ)ト讀メ又掛ケ算ノ定義ヲ下ノ如ク述フルコトアリ。甲數ヲ乙數ニ乘ズトハ、甲數ヲ得ル爲メニ一ニ施スヘキヲ乙數ニ施スニナリ。

例ヲ以テ説明スレバ、其意タルヤ加法ノ便法ナリトイヘルニ矛盾セサルヲ知ルベシ。十五ニ三ヲ乘スル場合ヲ取ランニ、三ヲ得ル爲メニハ一ヲ三度加ヘザルベカラズ。故ニ、十五ニ三ヲ乘ズルニハ、十五ヲ三度加ヘザルベカラズ。

カク乘法ヲ行ヒテ得タル數ヲ積ト云ヒ、掛クル數即チ甲數ヲ乘數ト云ヒ、掛ケラル數即チ乙數ヲ被乘數ト云フ。又乘數ヲ法ト稱シ、被乘數ヲ實ト稱スルヲアリ。

$$326 \times 279 = 90954$$

被乘數 乘數 積
即チ 即チ 即チ
(實) (法)

九々ノコト

1	2	3	4	5	6	7	8	9
2	4							
3	6	9						
4	8	12	16					
5	10	15	20	25				
6	12	18	24	30	36			
7	14	21	28	35	42	49		
8	16	24	32	40	48	56	64	
9	18	27	36	45	54	63	72	81

上表ハ所謂九々ノ表ニシテ、一ヨリ九マデノ數ノ、互ニ相乘シタルモノ、積ヲ直チニ求メ得ラル、様ニ仕組ヌルモノナリ。例令バ五ト七トノ積ヲ求メンニハ上欄ノ5ノ下。最モ左ニアル行ノ7ノ右ニアル三十五ハ之ナリ。此表ハ乘法ノ定義ニ從ヒ一々加法ヲ行ヒテ得タル結果ヲナラベタルナリ。

$$7 \times 5 = 7 + 7 + 7 + 7 + 7 = 35$$

$$9 \times 3 = 9 + 9 + 9 = 27$$

從テ此九々ハ自ラ作ルコトヲ得ベシ。然レモ、ヨク暗記セザレバ實地計算ニ於テ間ニ合ハザルベシ。

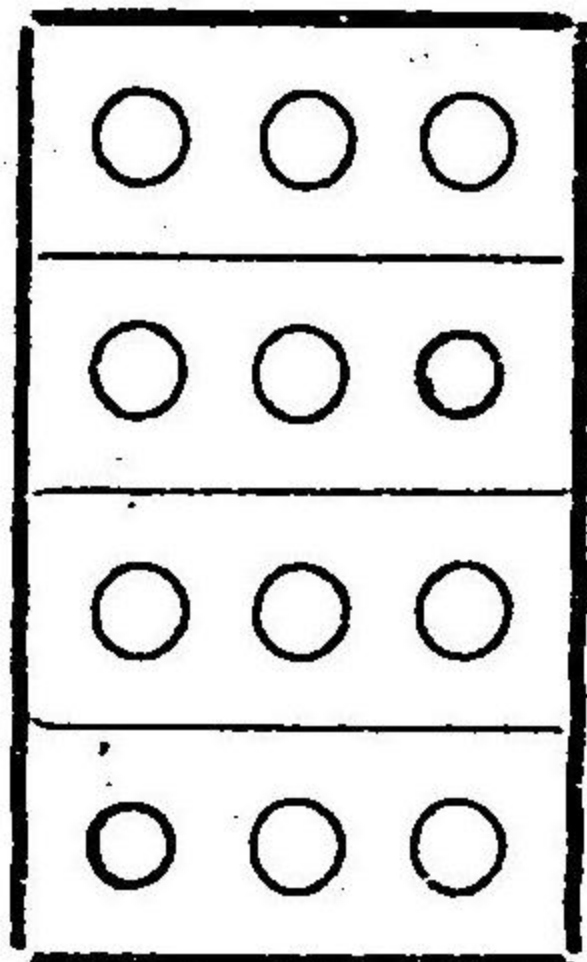
乘法ニ於テ法ト實トヲ轉倒スルモ其積ハ變ズルコトナシ。

$3 \times 4 = 4 \times 3$

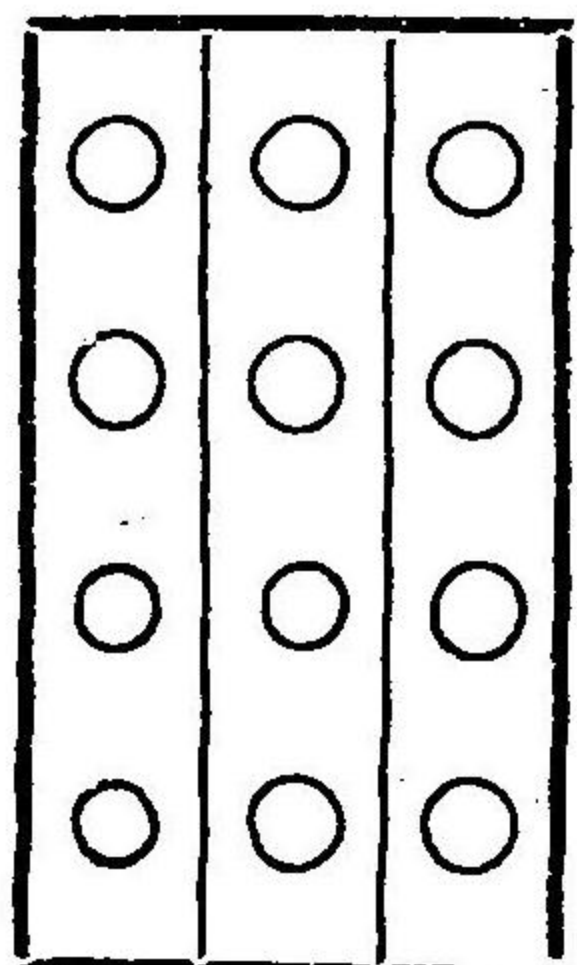
$4 \times 5 = 5 \times 4$

如何トナレバ同シ十二個ノモノニテモ、甲ノ如ク考フレバ、三個ヅ、四ツト見ラル

甲

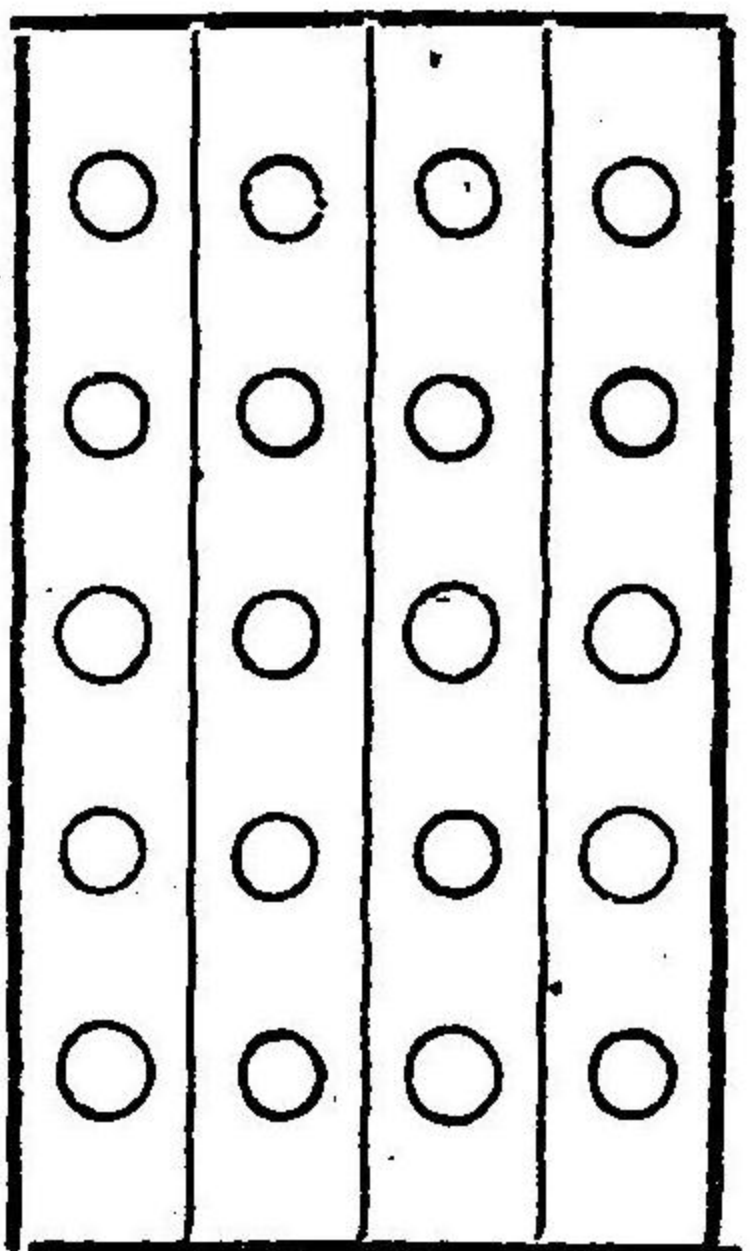
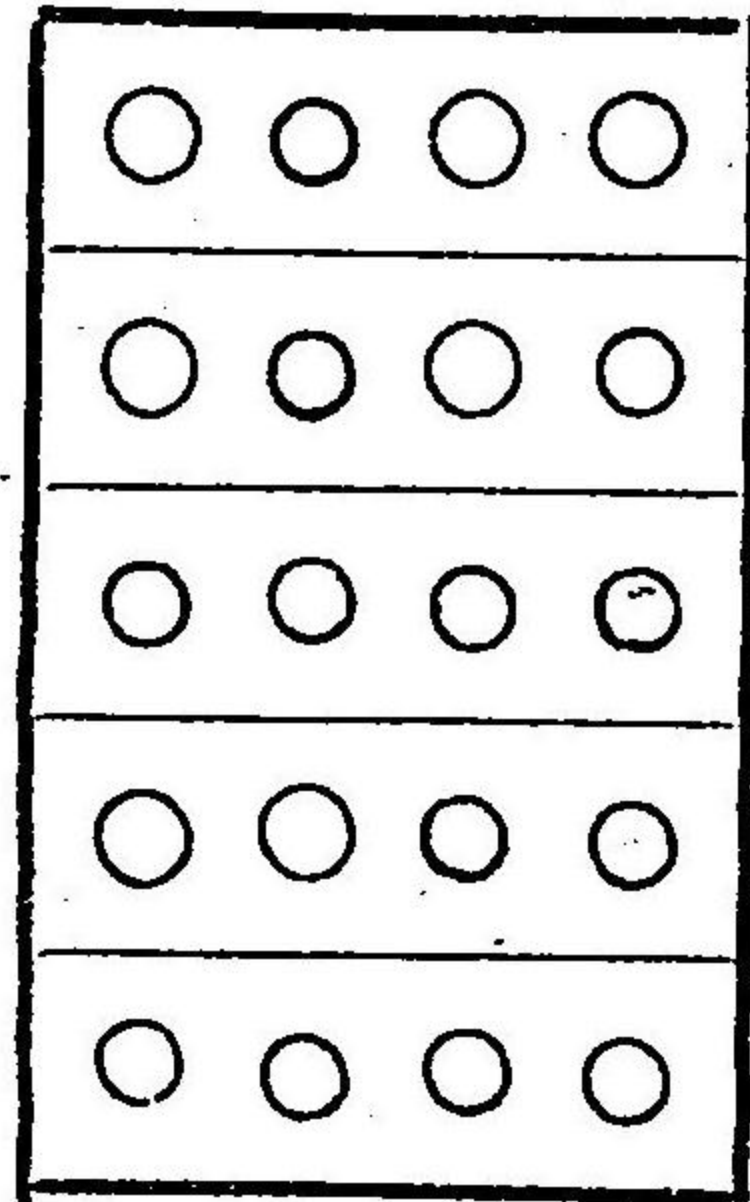


乙



ベク、乙ノ如ク考フレバ、四個ツ、三ツト見ラルベケレハナリ。

左圖ニ就テモ考ヘヨ。



從テ乘算九々ニ於テハ、五ニ七ヲ乘シタルモノト、七ニ五ヲ乘シタルモノトハ、其由來スル所ノ異ルニ關セズ、同シ積ヲ有スルヲ以テ、之ヲ區別スルコトナク、單ニ五七、三十五ト稱スルノミ。

カク法實ヲ轉倒スルモ其積ニ變化ナキヲ以テ、乘數、被乘數(或ハ法ト實ト云フ區別ヲ附セズ、單一因數ト稱スルコトアリ。

$4 \times 5 = 20$

$3 \times 4 = 12$

四及五ハ共ニ二十ノ因數ナリ。三及五ハ共ニ十二ノ因數ナリ。カ、ルキハ四ト五若クハ三ト五トヲ同等ト見做シ、二數掛ケ合ヒテ二十若クハ十二ヲ得ルト云フ。數ノ計算ニ熟達センニハ、只ニ九々ヲ暗記セザルベカラザルノミナラズ、九々以外ノモノ、例ハ12ト11トノ積、十二ト十二トノ積等ヲモ記憶スルコト必要ナリ。西洋ノ兒童ハ甚タヨク之等ヲモ記憶セリト聞ク。

乘法ノ方式。

二十五ヲ三倍セヨ(法ノ一位ナルキ)

二十五ヲ三倍スルコトハ、二十ノ三倍ト五ノ三倍トノ和ヲ作ルニ

實法
$$\begin{array}{r} \dots 25 \quad 3 \\ \dots 3 \dots 15 \\ 5 \times 3 \dots 15 \\ \hline 20 \times 3 \quad 60 \\ \hline 75 \end{array}$$

同シ。故ニ先ツ五ヲ三倍シ、次ニ二十ヲ三倍シ、之ノ兩者ヲ加フベ

シ。上ノ運算法ハ、右ノ理ヲ示ス爲メノモノナレバ、殊更ニ十五ト六十トヲ別チテ書キタレドモ、實際ニハ直チニ左ノ如クナスベシ。

$$\begin{array}{r} 25 \\ 3 \\ \hline 75 \end{array}$$

三十五ヲ二十五倍セヨ(法ノ二位以上ナルキ)

$$\begin{array}{r} 35 \\ 25 \\ \hline 175 \\ 700 \\ \hline 875 \end{array}$$

三十五ニ二十五ヲ乗ズトハ三十五ヲ二十五回加フルコトナリ。先ツ三十五ヲ五回加フベシ。即チ三十五ニ五ヲ乗ズベシ。百七

十五ヲ得。後チ三十五ヲ二十倍スベシ。七百ヲ得。之ノ兩者ヲ加フベシ。

三十五ニ五百二十七ヲ乗ズベシ

$$\begin{array}{r} 35 \\ 527 \\ \hline 245 \\ 700 \\ \hline 17500 \\ \hline 18445 \end{array}$$

三十五ヲ五百二十七度加フルニ先ツ七度丈ケ加ヘ即チ七乗シテ二百四十五ヲ得。次ニ二十度丈ケ加ヘ即チ二十ヲ乗ジテ七百ヲ得。次ニ五百回丈加フ即チ五百ヲ乗ジテ一万七千五百ヲ得。

其和ハ答ナリ。

此クノ如ク考ヘ行ケバ乘法ノ仕方ノ何故正シキヤヲ知ルニ至ラン。

累ノコト。吾等ハ約束ニ從ヒ 5×5 ノ代リニ 5^2 $5 \times 5 \times 5$ ノ代リニ 5^3

$5 \times 5 \times 5 \times 5$ ノ代リニ 5^4 $5 \times 5 \times 5 \times 5 \times 5$ ノ代リニ 5^5 ト記ス而シテカ、ルモノヲ

累數ト稱ス。

5^2 ハ5ノ第二累ニシテ、 5^3 ハ第三累、 5^4 ハ第四累ナリ。以下之ニ準ス。第二累ヲ殊ニ平方ト稱シ、第三累ヲ立方ト稱スルコトアリ。又第一累第二累等ノ代リニ、二乗、三乗、四乗等ト稱スルコトアリ。累數ノ計算ハ後ニ讓ル。

乘法ノ驗シ算。

積ヲ法ニテ除シ實ヲ得レバ先キノ乘法ハ正シキコト明ナリ。若シ除法ヲ知ラザルモノナランニハ、法ト實トヲ取換ヘテ乘法ヲ行フベシ。次ノ如シ。

$$\begin{array}{r} 75 \\ 27 \\ \hline 525 \\ 1500 \\ \hline 2025 \end{array}$$

$$\begin{array}{r} 27 \\ 75 \\ \hline 135 \\ 1890 \\ \hline 2025 \end{array}$$

乘法ノ驗シノ面白キ一ツハ、九去法ナリ。

七千五百四十六ヲ八百三十五倍セヨ。

先ツ方法ヲ説明スルニ止メ、理由ハ之ヲ略シ置カン。

實ノ數ヲ組成セル數字ノ和ヲ九除スベシ。

$$7+5+4+6=22$$

實.....7546
 法..... 835
 37730
 22638
 60368
 積...6300910

法及積ニ於テモ同様ノ1ヲ行フ。
 22+9 答 2. 残リ 4

$(8+3+5)=16$
 $16+9=1$ 残リ 7
 $(6+3+9+1)=19$
 $19+9=2$ 残リ 1

今實ト法トノ右ノ残リヲ相乘シ、又九除シテ残數ヲ求メヨ。
 $4 \times 7 = 28$
 $28 \div 9 = 3$ 残リ 1

此残リハ積ニ於テ得タル残ニ等シ。之レ乘法計算ノ正シカリシ証據ナリ。
 此方法ハ絶對的ニ信用スベカラザレトモ、大抵ハ之ニテ差支ナキナリ。
 尙ホ左ノ例ニツキ其方法ヲ考フベシ

實.....1765
 法..... 365
 8825
 10590
 5295
 積.....644225

$(1+7+6+5) \div 9$
 残リ 1.

$3+6+5) \div 9$ 残リ 5.
 $1 \times 5 = 5$

$(6+4+4+2+2+5) \div 9$
 残リ 5.

注意。零ヲ畧スルコト。乘法ノ運算ハ甲ノ如クスベキナレドモ、零ヲ畧シテ乙ノ如クスルヲ常トス。

甲
 7546
 835
 37730
 226380
 6036800
 6300910

乙
 7546
 835
 37730
 22638
 60368
 6300910

第五、除法。除法ハ乘法ノ逆ナリ。乘法トハ乘數ト被乘數トノ積ヲ求ムル法ナレドモ、除法ハ乘法ニ於ケル積ト乘數カ被乘數カノ何レカトヲ知リテ、乘數カ被乘數カノ未ダ知レザルモノヲ求ムル方法ナリ。例ヘバ

田 \times 乙 = 田

トアルキ、乘法ニアリテハ甲ト乙トヲ知リテ丙ヲ求ムレドモ、除法ニアリテハ甲ト丙トヲ知リテ乙ヲ求ムルキ、及乙ト丙トヲ知リテ甲ヲ求ムルキニ用フル方法ナリ。除法ノ符號ヲ(÷)トス。例ハ左ノ如シ。割ルノト讀ムベシ。

田 \div 乙, 25 \div 5, 375 \div 125.

今 $28 \div 9 = 3$ ナル式ニテ示セル如ク、二十八ヲ四ニテ割リ七ナル答ヲ得タリト

セバ、二十八ヲ被除數或ハ實ト云ヒ、四ヲ除數或ハ法ト云フ。而シテ7ヲ商ト稱ス。一般ニ

$$\text{甲} \div \text{乙} = \text{丙}$$

ハ除數即法ニシテ、丙ハ商ナリ。

右ニ説明セル所ヨリ考フレバ、除法ニテ求メタル商ハ、乘法ノ或ハ實ニ當リ、或ハ法ニ相當スルコトアルベシ。然ラバ除法ト一概ニ稱スレドモ、場合ニヨリテ二種ノ異ナル意味ヲ有スルモノト知ラザルベカラズ。此意味ヲ言葉ヲ換ヘテ云フハ左ノ如シ。

(1) 等分ノ場合(即チ乘數ト積トヲ知リテ被乘數ヲ求ム)

(2) 累減ノ場合(即チ被乘數ト積トヲ知リテ乘數ヲ求ム)

今此區別ヲ例ヲ取リテ明カサントス。

金三十圓ヲ五人ニ分配スルハ各人ノ所得如何。

$$30 \text{圓} \div 5 = 6 \text{圓}$$

$$6 \text{圓} \times 5 = 30 \text{圓}$$

此例ハ(1)等分ノ場合ニ相當ス。六圓ヲ五倍スレバ三十圓ナリ。而シテ三十圓ト五トヲ知リ、何圓ヲ五倍スレバ三十圓トナルカラ求ムルモノナリ。

然ルニ

金三十圓アリ。今之ヲ一人ニ付五圓ツ、ヲ與フレバ幾人ニ與ヘ得ルカ。

$$30 \text{圓} \div 5 \text{圓} = 6$$

$$5 \text{圓} \times 6 = 30 \text{圓}$$

此例モ前例ト同シク五ヲ以テ三十ヲ割レバ可ナレドモ、其意味ハ全ク異ナレリ。即チ被乘數五ト積三十トヲ知リテ乘數ヲ求ムル、所謂累減ノ意味ナリ。何故累減ト云フカト云フニ、一人ニ付五圓宛ヲ與ヘテ三十圓ヲ與ヘ盡スニハ、三十圓ヨリ五圓ヲ引續キ引キ去リ、何回引キ得ルカラ見レバ可ナリ。即チ

$$30 - 5 = 25$$

$$25 - 5 = 20$$

$$20 - 5 = 15$$

$$15 - 5 = 10$$

$$10 - 5 = 5$$

$$5 - 5 = 0$$

右ノ如ク六回引キテ剩餘ナキニ至レリ。之ヲカクノ如ク引キ去ル代リニ、直チニ除法ヲ行ヒテ六ナルコトヲ求メ得ルナリ。

右ニ述べタル如ク、除法ニ兩義アルヨリ、其場合ヲ區別スル爲メニ除法ノ符號ヲモ區別セント首張スルモノアリ。此等ノ人々ハ、 \div ノ外ニ(;)ノ如キ符號ヲ用ヒ、

30:5 1 30:5

ノ如クニシ、一方ヲ累減ノ場合ニ、他方ヲ等分ノ場合ニ用ヒントス。從テ加減乗除ノ四則中、除法ヲ二分シテ五則トナサントスルナリ。然レドモ次ニ述ブル如ク、此兩義ハ心理上明瞭ニ區別アルニモ拘ラズ、其方法ハ同一ナレバ、五則説ハ未ダ行ハレザルナリ。

割リ算ノ方式。之ニハ世間ニ用ヒラル、モノ凡ソ四アリ。但シ其異ナル点ハ、主トシテ法實等ノ置キ場所ニアルナリ。左ノ如シ。

(一) 實(商) 法) 剩餘 之ハ英國流

(二) 法) 實(商) 剩餘 之ハ佛國流

(三) 法) 商 剩餘

(四) 商) 法) 實(商) 剩餘

今左ニ右諸方式運算ノ實例ヲ示サン。

$$937428 + 1227$$

$$\begin{array}{r} (一) \quad 1227 \overline{) 937428} \quad 764 \\ \underline{8589} \\ 7852 \\ \underline{7362} \\ 4908 \\ \underline{4908} \\ 0 \end{array}$$

先ヅ實ノ中左ヨリ幾位カラ取り行キ、最右方ノモノヲ單位ト見ルキハ、法ヨリ大ナルニ至リテ止ム。

此例ニテハ、9374ヲ取ルベシ。之レ937ハ、1227ヨリ小ナリ。9374ニ至リテ初メテ法1227ヨリ大トナレバナリ。1227ニ何ヲ乗スレバ9374ヨリ小ニシテ且ツ之ニ最モ近キカラ見、之ヲ商ノ首位トス。本例ニテハ7ナリ。而シテ9374ヨリ1227×7=8589ヲ減シ、剩餘7852ノ右ニ4ノ次ナル2ヲ書キ添ヘテ7852トナシ、再ビ前ノ如クニシテ6ヲたつベシ。(1227×6=7362ハ7852ニ最モ近クシテ且ツ之ヨリ小ナル1227ノ整数倍ナレバナリ)以下順々ニ進ムベシ。(即チ4ヲたちテ1227ヲ倍スルキニハ4908ヲ得ヘク、剩餘ハ零ナリ。即チ割リ切ンタリ)。

$$甲 = 2 \times 丙 + 丁$$

右ニ剩餘ト稱セシハ、右式ノ丁ニ當ルモノヲ指シタルナリ。
右ニ行ヒタル除法ハ、何故正シキカラ知ラント欲セバ、左ノ運算ヲ見ヨ。

$$\begin{array}{r}
 1227 \overline{) 937428700} \\
 \underline{858900} \\
 78528 \\
 \underline{73620} \\
 4908 \\
 \underline{4908} \\
 0
 \end{array}$$

$$\begin{array}{r}
 1227 \\
 \times 700 \\
 \hline
 858900
 \end{array}$$

$$\begin{array}{r}
 1227 \\
 \times 60 \\
 \hline
 73620
 \end{array}$$

先ツ千二百二十七ヲ七百回減シ、
次ニ六十回又次ニ四回ヲ減シタ

$$\begin{array}{r}
 1227 \\
 \times 4 \\
 \hline
 4908
 \end{array}$$

ルニ、全ク減ジ盡シタリ。故ニ其和 700 + 60 + 4 = 764 ハ答ナラザルベカラズ。

$$\begin{array}{r}
 (2) \quad 937428 \overline{) 1227} \\
 \underline{8589} \\
 7852 \\
 \underline{7362} \\
 4908 \\
 \underline{4908} \\
 0
 \end{array}$$

稱する如き質の紙では、墨汁が散り浸みまして、使用に適しませぬ、而して習字用には、白紙を用ゐまして、黒き草紙に習ふ如きは、眞に手本の筆意を解する事の六ヶ敷ものであるから、清書する時に當りて、屢かきなはす様の習慣がつかまして、其發達の妨げになります。

四墨 墨の事は、別に述ぶる程の事もありませぬが、只注意すべき事は、墨をする事でありますが、一時間の習字をなさうと思へば、それに十分足る丈の墨汁は、最初一度にすりねかなければなりません、左様しませんと、中途屢すりたさなければならぬ様になります、折角凝つた精神も頓挫します、一体習字をしながら、紙の不足や、墨汁の不足を考へる様では、十分な練習は出来ぬものであります、此弊は、一般に多い様ですから、注意しなければなりません。

五机 机でありますが、机は習字をなす用具中、最も大切なるものであります、机の適不適といふものは、第一姿勢に大關係を來しますもので、とりわけ、其高さが、第一注意すべきもので、高すぎれば、臂を掲げる事が出来ず、ひくすぎれば、上体が屈むといふ心配があります、机の普通の高さは、(席上に座して用ゐるもの)先曲尺で一尺位のもものが、適

當であります。然しながら、是が誰にも適するといふ事は申されぬが、先づ其の度合は、各自の臍の邊迄の高さを標準とします。廣さ長さなどは、人々の好みにまかせて差支ありません。譲り合さなくても、用具一切が十分排列出来る丈の大きさはなくてはなりません。

六姿勢 机に向ての姿勢といふものは、極めて大切なものであります。最も厳正に心しなければなりません。古人の言にも、心正しければ體正し、體正しければ筆正しと云ふ事がありますが、誠によく其理を盡して居ります。姿勢の曲直斜正と云ふものは、直に文字の上に顯るゝものであります。余程注意しなければなりません。其姿勢を正すとは、先づ座して、机に向ふ時は、兩足の母指と母指と接する様に座り、椅子によりて、机に向ふ時は、兩足の位置を不規律におかぬ様に、正しく前方に置きます。それで椅子による時も、座る時も、机の縁を臍の上部に近づけ、(密接する事な禁す) 上体を真直に起し、頭は紙面に向て、甚しく傾斜せぬ様に致します。何となれば、若し机と體と離るゝ時は、体の上部は自然前方にかゝみて、眞の正しさ姿勢を保つ譯に参りませぬ。又小字を書く時の姿勢は、大字を書く時の様には参りませぬが、其度合は、

前に述べた所を標準として、適度を圖つたら宜しう御座います。さて體の形は、右様に定めて、右手に筆を執り、左手は紙の左後端に置き、必右手の枕になさぬ様にし、筆鋒は右眼の前面に在る様執り頭を傾ひけて、のぞみこむなど姿勢を頷さぬ様心しなければなりません。せぬ、一度つきたる悪習慣は、容易に去る事の出来ぬものであります。最初からよき習慣をつける事をつとめなければなりません。次に執筆の事を述べます。

七執筆 執筆とは、筆の執りやうを

云ふのであります。執筆宜しきを得ば、運筆も自由になり、隨て文字の美惡も心のま

第二圖

姿勢



まになるものであるから、よく注意せなければなりません。筆の執りやうは、楷書を書く時は、筆頭を去る一寸位のところをもち、行草の時は、筆頭から二寸位上部を持つのが普通でありまして、其方法に、雙鈎、單鈎などの持方があります。雙鈎と云ふのは、食指と中指との二本を筆管にかけて、書く法であります。單鈎と云ふは、食指一本を筆管にかけて、書く法であります。此單鈎とか雙鈎とか云ふ事は、人々の好みにもある事ではあります。單鈎の法で書きました字は、自然筆力に乏しいといふ事は、まぬかれませぬもので、古人の書にも、雙鈎の出来かねるものが、單鈎を用ゐるのであると云ふ事が見えてをります。普通習字には、雙鈎の法を用ゐるが適當であります。雙鈎といふのは、前に説きました通り、指二本をかけるのであります。其かけ方は、筆管を食指の第一節と、中指の指頭にあてまして、食指の第二節(中の節)の方に深く入りこまぬ様にして、筆管を垂針の如く、真直に保つのであります。(第三圖参照)單鈎の法も、雙鈎と同じく、筆管は真直にしなければなりません。又別に撥揆法として、四指を筆管にかけて書く法がありますが、之は普通習字には適しません。ぬから、別に説きませぬ。それから、愈字を書くに臨みまして、懸腕、提腕、枕腕の三法あり

雜 錄

●東京市教育會創立趣旨書

恩賜金八萬圓に對し、聖恩に奉答せんとする趣旨を以て、今回新に組織したる東京市教育會創立準備委員、星亨、松田秀雄、中嶋又五郎、山崎彦八、江崎禮二、稻田政吉の諸氏を始め二十餘名、去月二十五日東京市役所に會合し、市會議員、區長、區學務委員、區會議長、同代理者、市立小學校長重立らたる私立小學校設立者、知名の教育家、其他令聞ある名士に向け、發起人たらんことを委頼するの件、創立趣旨書發表の件、會則草案等を決議し、依頼狀も夫々送附し、趣旨書も發表したり

東京市教育會創立趣旨書

東京市は帝國の首府にして又世界有數の大都市なり此の地位と体面とに伴ふて其の發達大成をなさしめんとせば宜しく先づ其の基本たる市民智徳の増進を計らざるべからず我 皇上夙に學制を盛にし教育を獎まし玉ひ殊に東京市の教育に軫念あらせ玉ふの深き今茲五月十日 皇太子殿下の御結婚の御慶事之際し特に思召を以て本市に教育資金八萬圓を下し賜はる 聖恩の大誰か

歡喜感激せざるものあらんや乃ち吾等市民の當

さに謹で聖旨の在る所を奉體し益々發奮勵精以て 天恩に答へ奉らすんばあるべからず抑も教育上經營施設すべき事項は國運の進捗に伴ひて衆多複雑となり就中我東京市民は住民の階級多種に生活の情態紛錯なるを以て教育の經營施設亦勢多面多種ならざるを得ず而して其經營施設今尙其道程にあり前途の遠遠にして多事なる今よりして宜しく此れに處するの計畫なかるべからざるなり吾等同志是に感ずる所あり一の團體を組織して東京市教育社會の機關とし一方に市の教育事業に忠實なる援助者となり一方に市教育上の公義輿論を發表して懇切なる警告者となり以て斯道に貢獻せんことを期す其事業や廣大にして其目的や高遠なり冀くは有志の士我東京市教育の爲めに吾等の微衷を賛同せられ來りて俱に力を經營施設の完成に效し以て上 聖恩に奉答し下本市發達大成の基本を厚ふせんことを

主 唱 者

發起者に依頼すべき人々

一市會議員 六十名
一區長 十五名

- 一 區學務委員 二百五十名
- 一 區會議長同代理者 三十名
- 一 市立小學校長 七十二名
- 一 重立たる私立小學校設立者 若干名
- 一 知名の教育家其他の令聞ある名士 若干名

●教育基金配當金使用規則

北海道廳にては、今回教育基金配當金使用規則を左の通り定め、公布したりと。

- 教育基金配當金使用規則
 - 第一條 教育基金の配當金は公立尋常小學校の設備に要する費用の補助公立小學校教員の獎勵其他普通教育に關する費用に使用する
 - 第二條 公立尋常小學校設備の補助は校舍を新築改築若しくは増築する場合に於て支廳長區長の申請に依り其の費用全額の三分の三以内とする
 - 第三條 第二條の補助を申請するには工事の順序及完成時期を定めたる調書を添ふべし
 - 第四條 尋常高等併置小學校の設備費の補助を要する場合は其全額の五分の三を以て尋常小學校の設備費と見做し補助金額を定む
 - 第五條 第二條の補助を申請するもの過多なるときは其急を要し且資力微弱なるものを先にす

第六條 品行方正にして功勞ある小學校教員獎勵法及普通教育に關する費用の支途は別に之を定む

●菅公會と北野會

京都には、二條公爵を會頭とせる北野會あり、九州太宰府には、黒田侯爵を會頭とせる菅公會あり、何れも公の盛徳を普及するの目的を以て、明治卅三年を期して盛大なる一千年歳を執行すと云ふ。

●尋常小學校本科正教員

●檢定試験問題
兵庫縣之部 (明治三十二年度)

- 修身科 一時間
 - 一 師弟の關係は全く親子の關係と同一なる所以を述べよ
 - 二 仁者に敵なしを右解釋せよ
- 教育科 二時三十分
 - 一 教育の目的は如何
 - 二 實例を擧げて幼児の心意作用の區別を説明せよ
 - 三 訓練の意義を説明せよ
 - 四 教授材料の排列に就て間周的擴張の方法と階

段的方法との得失を述べよ
五學校に於て特に豫防すべき傳染病の種類を問ふ

●國語科

- 一 左の詞どもの活用如何 二時間
 - 御覽す 御覽す 記す 記す 勝る 勝る
 - 二 左の詞どもの意義一々詳細に解釋せよ
 - 白無垢 赤銅鑊 諸大夫 蓮府槐門 有職
 - 犬追物 御曹子
 - 三 左の文章を詳細に解釋せよ
 - 親範は大原の霞に跡を隠し成頼は高野の雲に身を交へ俊經は仁和寺の閑居をしつらひて偏に後世菩提を祈られける漢の四皓は南山の洞に住み晋の七賢は竹林の庵に隠れ首陽山に蕨を採り潁川の水に耳を洗ひし人も有りけるなり

- 作文科 一時三十分間
 - 一 友人に地方の状況を報する文 (書簡文)
 - 二 學校參觀の記 (漢字交り文)
- 算術科 一時三十分間
 - 珠算

- 一 98634 x 8957
- 二 56400 x 79243
- 三 5750863 + 817

四 金二千圓あり之を七百二十三人に分たんとす今之に幾何の金さへ足せば錢位で過不足なく分配し得るか且つ其時の一人當り幾何となるか

●筆算 二時間

- 一 書籍の郵便税は目方三十匁迄は二錢にして三十匁を増す毎に二錢宛増加し且一包三百匁を超過するを得ざる制規なり今一冊の目方百三十五匁の書籍三冊を郵便にて遠方へ送らんとするときは幾何の郵便税を要するか
- 二 $4 \times 3 \times 4 \times 1$ に等しきことを證せよ
- 三 甲乙の二數あり其差は三十にして甲數の三倍は乙數の五倍に等しと云ふ二數各如何
- 四 四男二女にて毎日八時間宛働き五日間に二町一反の田を耕すと云ふ然るときは今一男一女を増して十六日間に縦四百四十間幅九十間の矩形の田を耕すには毎日幾時間づゝ働くべきか但し一男一女の力の比は八と五との如し

五 或人毎月十二圓づゝの家賃を得たる家を三千圓にて賣り其金を以て五分利附公債額面百圓に付百八圓の相場にて額面二千五百圓だけ買ひ其餘りを四分二厘の年利率にて預けたりと云ふ然るときは此人の歳入に於て幾何の變化を生ぜしや

●地理科

一時三十分間

一 本邦陸軍各師團の所在地並に海軍鎮守府の在る所を記せ

二 北海道と臺灣とに於ける主要なる物産各二を擧げよ

三 左に記せるものゝ所在地及其他知る所を畧記せよ

い 吉野川、ろ 仙台、は 若松港、に 淺間山、は

上海、へ マニラ、と シカゴ、ち ビレニス山

脈、り テームス河、ぬ 新高山

四 神戸港より倫敦に至らんとする航路の順序を畧記せよ(寄泊すべき要港及通過する海洋海峽等)

●歴史科

一時三十分間

一 戰國時代群雄割據の有様を述べよ

二 保元の乱を略記せよ

三 左の人々の畧傳を記せ

藤原基經、松平信綱、熊澤番山

●習字科 三十分間

道在邇而求諸遠

楷行草三跡七字詰三行

●圖畫科

自在畫

一時間

富士山

毛筆臨摸

掛物

鉛筆臨摸

●体操科

筆記

一時間

一 早足行進の要領を習得せしむる方法如何

二 整容法の要領を説明せよ



五或人毎月十二圓づゝの家賃を得たる家を三千圓にて賣り其金を以て五分利附公債額面百圓に付百八圓の相場にて額面二千五百圓だけ買ひ其餘を四分二厘の年利率にて預けたりと云ふ然るときは此人の歳入に於て幾何の變化を生ぜしや

●地理科

一時三十分間

一本邦陸軍各師團の所在地並に海軍鎮守府の在る所を記せ

二北海道と臺灣とに於ける主要なる物産各二を擧げよ

三左に記せるものゝ所在地及其他知る所を畧記せよ

い吉野川 る仙台 は若松港 に淺間山 は

上海 ヘマニラ とンカゴ ちビレニース山

脈 りチームス河 ぬ新高山

四神戸港より倫敦に至らんとする航路の順序を畧記せよ(寄泊すべき要港及通過する海洋海峽等)

●歴史科

一時三十分間

一戰國時代群雄割據の有様を述べよ

二保元の乱を略記せよ

三左の人々の畧傳を記せ

藤原基經 松平信綱 熊澤番山

●習字科 三十分間

道在適而求諸遠

楷行草三體七字詰三行

●圖書科

一時間

自在書

富士山 毛筆臨模

掛物

鉛筆臨模

●体操科

一時間

筆記

一早足行進の要領を習得せしむる方法如何

二整容法の要領を説明せよ



文科大學助教授 文學士 芳賀矢一先生 校閱
東京府中學校教諭 友田宜剛先生 編述

中等 教育 作文 教範

(第二卷七月廿五日出版)

和裝 全五冊
第一卷 既刊

定價 卅五錢 郵稅 六錢

中等課程の諸學校に於て作文教授の振はざるは目下教育上の一大疾患にしてこれ一つには良好なる教科用書の絶無なるに職由せずんばあらず本書は東京府中學校教諭友田宜剛先生が多年の實驗により幾多の苦辛經營を以て編述せられたるものにして更に國文學に造詣深き芳賀先生嚴密なる校正を煩したるものなりされば作文の自修者、教授者にどりては絶好の指南車たるべく同科教授の上に新生面を開けるものといふべし

本書第一巻出づるや、大に世の喝采を博し、汎く識者の歡迎を蒙りて、既に全國各中學校の如きは競ふて之を採用 **第二卷**も既に印刷の半を **七月廿五日**には注文諸彦へ **第三卷**以下も著者は夏季休暇を利用して大に奮勵し **本年十一月**を以て全部を完成し我教育界に貢獻一層完美のものたらしめんとし **や**かて **せん**とす、請ふ未知の諸君は本書を以て坊間普通の作文書と同一視するとなく、實物に就て其價値の如何を試みられよ

發行所

東京神田駿河臺
西紅梅町十番地

光 融 館

大日本英語學會

會員募集

會長 子爵 秋元興朝君

- | | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|------------|-----------------|-------------|------------|------------|------------|---------------|-------------------|
| 文學博士 井上哲次郎君 | 文學博士 嘉納治五郎君 | 文學博士 中島力造君 | 文學博士 元良勇次郎君 | 高等師範 岡倉由三郎君 | 文學士 土井林吉君 | 文學士 松田一橋君 | 文學士 岸本能武太君 | 文學士 米國 岸本能武太君 | 文學士 博言博士 イーストレーキ君 |
| 法學博士 和田垣謙三君 | 文學博士 高楠順次郎君 | 法學士 中川小十郎君 | 大學名譽 教授 チャムブレン君 | 文學士 金澤庄三郎君 | 文學士 上田敏君 | 農學士 佐久間信教君 | 文學士 幣原坦君 | 文學士 幣原坦君 | 文學士 幣原坦君 |
| 文學博士 加藤弘之君 | 文學博士 坪内雄藏君 | 文學博士 上田萬年君 | 文學博士 坪内雄藏君 | 文學博士 坪内雄藏君 | 文學士 畔柳都太郎君 | 文學士 斯波貞吉君 | 文學士 杉村廣太郎君 | 文學士 杉村廣太郎君 | 文學士 杉村廣太郎君 |

社會の勢運日に進歩し東西の交通月に頻繁となれる今日英語の智識は邦人に最も要なるに係らず人々就て研究する機運に乏しく志ある者も空しく憾を飲て其志を擲つ者の少からざりしは識者の夙に遺憾とする處なり本會は此缺典の萬一に裨補せんため設立せし者にして其旨趣は通信教授の最良方法に據り有志者に斯學研究の便を與へんとするにあり今や會員無慮一萬餘名の多きに達せり畢竟英語の必要と本會の設備幸に宜きを得たるか故に斯く大方諸士の歡迎を博したるに外ならざらん有志の士乞ふ奮て入會せられんとす●本會講義録は各講師が斬新の方案に依り講述せられし學科講義(發音、綴字、譯讀、文法、會話、作文、習字等)を掲載す各科の講義は平易明晰にして之に就て講習すれば初學者と雖も充分に英語に通達し得べし

●規則要領 講習一ケ年にして終了す●講義録は毎月二回發行一冊凡百廿頁●入會金廿錢會費一ケ月金卅八錢一ケ年分金四圓廿錢●詳細規則は郵券二錢投せられは送呈す

東京麴町區飯田町四丁目 大日本英語學會

大日本小學教員養成會々則

- | | | | | |
|---------------------------------------|---|--|--|--|
| 第一條 本會は大日本小學教員養成會と稱す | 第二條 本會は假りに事務所を東京市小石川區久堅町廿五番地に設置す | 第三條 本會は尋常小學校正、准教員に必要な諸學科を教授し檢定試験に合格せしむるを以て目的とす | 第四條 前條の目的を達せしむる爲め諸大家の執筆になる簡明平易なる講義録を會員に頒布す | 第五條 本會にて講習する學科目は左の如し
倫理 教育 國語 歴史 地理 算術 習字 |
| 第六條 本會の學業期限は五月とす | 第七條 講習録は毎月二回發行す | 第八條 本會の員なるべし欲する者は本會規定の手續に據り事務所に申請すべし | 第九條 會員は入會の當り講習費を納付すべし | 第十條 會員は入會の當り講習費を納付す |
| 第十一條 會員は講習期間會費を納付すべし | 第十二條 本會は講習期の終りに於て卒業試験を行ひ及第者には卒業證書を授與し其餘等なる者には優等卒業證書を授與す | 第十三條 卒業試験問題及試験に關する總ての事項は最終期の講義録紙上を以て通告すべし | 第十四條 會員にして特に本會に功勞ある者又は一時に五名以上の會員を紹介したる者は之を特別會員に推選す | 第十五條 本會特別會員には特別會員證を交付し尙諸般の紹介に應じ總ての便宜を與ふ |
| 第十六條 會友又は會員にして本會の名譽を毀損する所爲ありたる時は之を除名す | 第十七條 本會に會友及び會員の爲め本會講習學科の範圍内に屬する諸般の質疑に應ず | 第十八條 本會は講習期間會費を納付すべし | 第十九條 講習録發行定日に毎月十日廿日とす | 第二十條 本會の費は一ケ月金參拾五錢とす |
| 第二十一條 但一時に五ケ月分(全學期)を全納するときは金壹圓六拾錢とす | 第二十二條 會費は總て前月中に納付するを要す | 第二十三條 講習費發行費用は本會の負擔とす | 第二十四條 本會に講習する會員は現に、郵便爲替、郵便切手、銀行手形、又は貨幣等送達を以てすべし | |

大日本小學教員養成會細則

- | | | | | | |
|----------------------|---------------------|-----------------------------------|----------------------|---------------------|---|
| 第一條 講習録發行定日に毎月十日廿日とす | 第二條 本會の費は一ケ月金參拾五錢とす | 第三條 但一時に五ケ月分(全學期)を全納するときは金壹圓六拾錢とす | 第四條 會費は總て前月中に納付するを要す | 第五條 講習費發行費用は本會の負擔とす | 第六條 本會に講習する會員は現に、郵便爲替、郵便切手、銀行手形、又は貨幣等送達を以てすべし |
|----------------------|---------------------|-----------------------------------|----------------------|---------------------|---|

大日本小學教員養成會々則

- 第一條 本會は大日本小學教員養成會と稱す
- 第二條 本會は假りに事務所を東京市小石川區久堅町廿五番地に設置す
- 第三條 本會は尋常小學校正、准教員に必要な諸學科を教授し檢定試験に合格せしむるを以て目的とす
- 第四條 前條の目的を達せしめんが爲め諸大家の執筆になる簡明平易なる講義録を會員に頒布す
- 第五條 本會にて講習する學科目は左の如し
倫理 教育 國語 歴史 地理 算術 習字
- 尙ほ雜錄欄を設け教育に關する彙報及各府縣小學校教員檢定試験問題等を掲載す
- 第六條 本會の學業期限は五ヶ月とす
- 第七條 講義録は毎月二回發行す
- 第八條 本會々員たらんを欲する者は本會規定の手續に據り事務所へ申込むべし
- 第九條 會員は入會の際束修金貳拾錢を納付すべし
- 第十條 會員には會員證を付す

- 第十一條 會員は講習期間會費を納付すべし
- 第十二條 本會は講習期の終に於て卒業試験を行ひ及第者には卒業證書を授與し其優等なる者には優等卒業證書を授與す
但卒業試験問題及試験に關する總ての事項は最終期の講義録紙上を以て通告すべし
- 第十三條 卒業試験に及第したるものは本會の會友とす
- 第十四條 會員にして特に本會に功勞ある者又は一時に五名以上の會員を紹介したる者は之を特別會員に推選す
- 第十五條 本會特別會員には特別會員證を交付し尙諸般の紹介に應じ總ての便宜を與ふ
- 第十六條 會友又は會員にして本會の名譽を毀損する所爲ありたる時は之を除名す
- 第十七條 本會は會友及び會員の爲め本會講習學科の範圍内に屬する諸般の質疑に應ず

大日本小學教員養成會細則

- 第一條 講義録發行定日は毎月十日廿日とす
- 第二條 本會々費は一ヶ月金參拾五錢とす
但一時に五ヶ月分(全學期)を全納するときは金壹圓六拾錢とす
- 第三條 會費は總て前月中に納付するを要す
- 第四條 講義録發送費用は本會の負擔とす
- 第五條 本會に納付する金員は現金、郵便爲替、郵便切手、銀行手形、又は貨幣早達便を以てすべし

規定

○本誌発行は毎月十日廿日の二回とす
○本誌は前金の外一切發送せず
○本誌は雜誌店書籍店にて發賣せず依て希望者は直接本會に御申込あらんと乞ふ
○本誌前金切の節は發送封皮に朱印を捺して通知す
○郵便爲替の指定局は小石川支局の
○郵券代用は一錢切手にて一割増の事

定價及廣告料

○本誌定價一部金貳拾錢
○廣告料一行五號活字廿二字詰金廿錢
○半頁分金五圓
○一頁分金九圓
○以上の外行數回數に依り割引なし
○廣告料は前金の事

明治卅三年七月十九日印刷
明治卅三年七月二十日發行

編輯兼 須崎忠輔

發行人

東京市淺草區黑船町廿八番地

印刷人 池田宗平

東京市淺草區黑船町廿八番地

印刷所 東京並木活版所

東京市小石川區久堅町廿五番地

發行所 大日本小學教員養成會

一郵便爲替 なければ拂渡局を小石川支局に限る事

一郵便切手 なければ一錢切手にて一割増の計算の事

一銀行手形 なければ東京市内各銀行本支店何れなり共振

込者の隨意たるべし

一貨幣早達便 なければ豫め配達料を支辨すべき事

第六條 束修及會費を收納するも受取證を發せず會員證又は講義

録の配布を以て其證とす

但し郵便端書を添へ特に受取證を請求する者は此限に

あらず

第七條 既收の束修金又は會費は一切還付せず但し中途退會せる

會員にして會費前納の分あるときは其會費に對して講義

録を配付すべし

第八條 會費急納の會員には講義録の配付を停止す

第九條 既收の會費に對する講義録を配布し終るときは最終に配

付する講義録の封皮に會費切の印を捺す

第十條 凡會員は何時入會すも雖も會費は講習開始の月より徴收

し講義録は第一巻より配付す但し希望者に限り中途より

の會費を徴收し講義録は其會費該當月發行の分より配付

するべし

第十一條 會友又は會員より提出せる質疑其他の事項にして有益と

認むる者は其應答を講義録紙上に掲載すべし

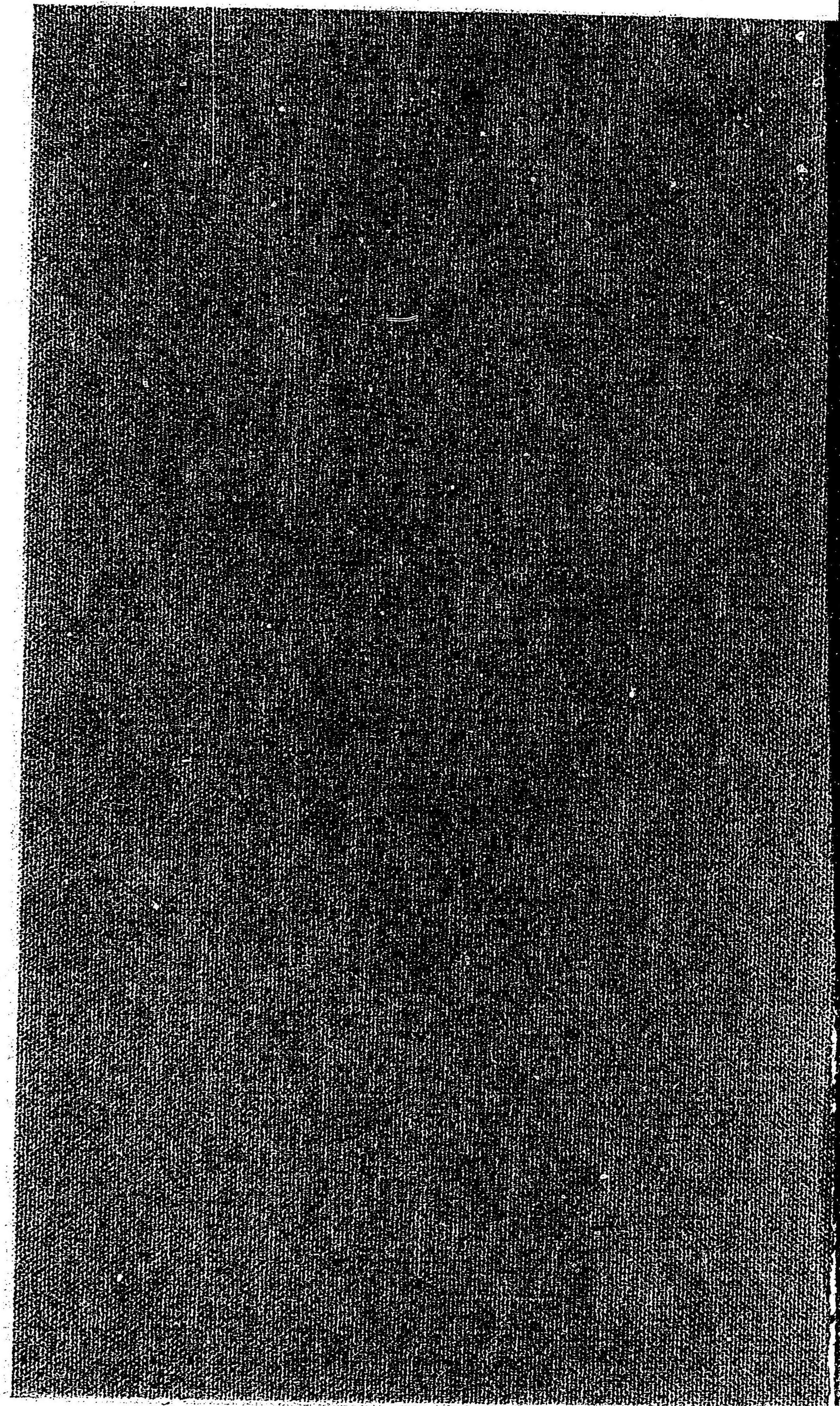
第十二條 質疑を提出するときは原問の出所を記載すべし

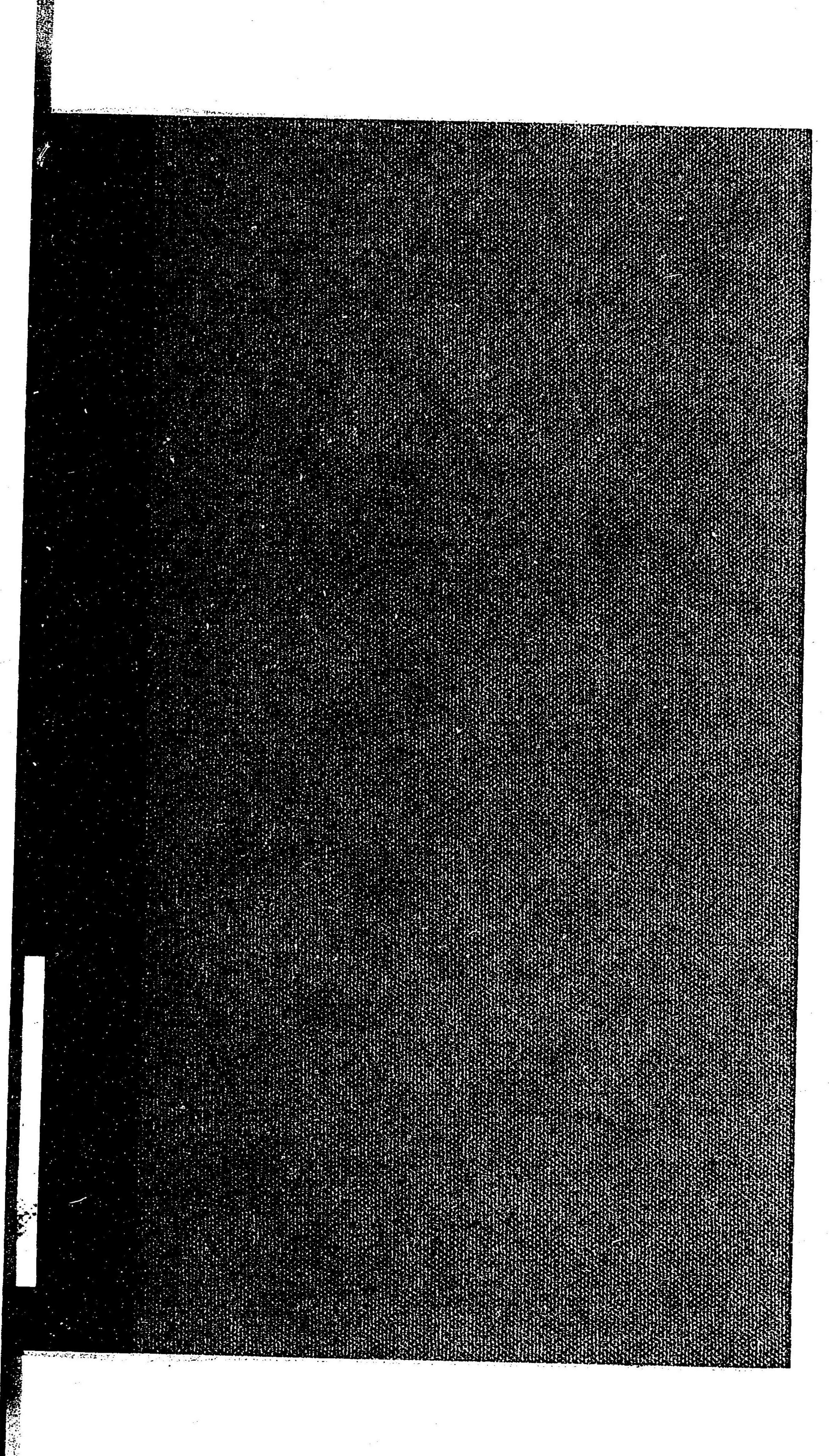
但一回三問に限る

第十三條 凡て應答を要する事項を紹介するときは返信用郵券をも

送致すべし

明治三十三年七月十九日印刷





特 69

229

尋常小学教員檢定受験用講義録

国立国会図書館

203650-000-3

特 69-229

尋常小学教員檢定受験用講義録 第2卷

大日本小学教員養成会

M33

EDM-0189



4

